

**(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム
整備運営事業**

**要求水準書
【修正版】**

令和 2 年 4 月

静岡市

目 次

I 総則	1
1． 本要求水準書（案）の位置付けについて	1
2． 本事業の目的等	1
(1) 目的	1
(2) 本事業の基本方針	1
(3) 本事業のスケジュール	2
(4) 法令等の遵守	3
II 施設整備の機能及び性能等に関する要求水準	9
1． 基本事項	9
(1) 本事業における整備方針	9
(2) 計画地条件	10
(3) インフラ整備状況	11
(4) 道路等条件	11
(5) 地盤及び土壤の状況	11
(6) 周辺道路等の占有等について	11
(7) 施設概要	12
2． 建築計画に関する基本要件	13
(1) 配置計画	13
(2) 動線計画	13
(3) 耐震性能等及び津波災害への対策の確保	13
(4) 仕上げ計画	14
(5) ユニバーサルデザイン対応及び利便性の確保	14
(6) 環境への配慮	14
(7) 本施設の位置付け	15
3． 諸室計画に関する基本要件	16
(1) 交流エリア	16
(2) 展示エリア	17
(3) 教育普及・研究連携エリア	18
(4) バックヤードエリア	19
(5) 事務管理エリア	21
(6) 屋外エリア	22
4． 建築設備に関する基本要件	24
(1) 電気設備	24

（2） 機械設備	25
5. 飼育設備等に関する基本要件.....	28
(1) 飼育設備	28
(2) 海水供給設備	28
(3) 展示水槽	28
(4) バックヤード	28
6. 常設展示計画に関する基本要件	29
(1) 本事業における展示方針	29
(2) 展示手法	30
(3) 各展示エリアにおける概要及びテーマ	33
7. 企画展示計画に関する基本要件	39
III 設計業務、建設業務、工事監理業務に関する要求水準	40
1. 基本事項.....	40
(1) 業務実施の考え方	40
(2) 業務の区分	40
(3) 対象範囲	40
(4) 業務の期間	40
(5) 実施体制	40
2. 設計業務.....	41
(1) 業務実施の考え方	41
(2) 施設模型の提出	41
(3) 設計図書の提出	42
(4) 建築確認申請等	42
3. 建設業務.....	42
(1) 業務実施の考え方	42
(2) 着工前業務	42
(3) 建設期間中業務	43
(4) 竣工後業務	43
(5) 施設の引渡し業務	44
4. 工事監理業務	44
(1) 業務実施の考え方	44
(2) 工事監理報告書の提出	45
IV 開業準備業務に関する要求水準	46
1. 基本事項.....	46
(1) 業務実施の考え方	46
(2) 業務の区分及び期間	46

（3） 業務計画書の作成・提出.....	47
（4） 業務報告書の作成・提出.....	47
2. SPC 自らが実施する業務.....	47
（1） 開業準備統括管理業務	47
（2） 事前広報業務	48
（3） 維持管理・運営業務（SPC 自らが実施する業務）の事前準備業務	48
（4） 開業準備に係る維持管理業務.....	49
（5） 開館式典等開催業務	49
3. 東海大学が実施する業務	50
（1） 維持管理・運営業務（東海大学が実施する業務）の事前準備業務	50
（2） 開業準備に係る維持管理業務.....	50
V 維持管理業務に関する要求水準	51
1. 基本事項.....	51
（1） 業務実施の考え方	51
（2） 業務の区分.....	51
（3） 業務の対象範囲	51
（4） 業務の期間.....	52
（5） 実施体制	52
（6） 業務計画書の作成・提出.....	52
（7） 業務報告書の作成・提出.....	53
（8） 施設管理台帳の作成	54
（9） マニュアル等の作成・提出	54
（10） 光熱水費等の負担区分	54
（11） 事故等発生時の対応	54
（12） 点検及び故障等への対応	54
2. SPC 自らが実施する業務に関する要求水準.....	56
（1） 建築物保守管理業務	56
（2） 建築設備保守管理業務	56
（3） 特殊機材・展示物等保守管理業務	59
（4） 什器・備品等保守管理業務（SPC 実施分）	61
（5） 植栽・外構保守管理業務	62
（6） 清掃業務（SPC 実施分）	62
（7） 環境衛生管理業務	65
（8） 警備業務	66
3. 東海大学が実施する業務に関する要求水準.....	68
（1） 飼育設備保守管理業務	68

(2) 什器・備品等保守管理業務（東海大学実施分）	68
(3) 清掃業務（東海大学実施分）	69
VI 運営業務に関する要求水準	72
1. 基本事項.....	72
(1) 運営の基本方針	72
(2) 休館日及び開館時間	72
(3) 指定管理者制度（利用料金制）の導入.....	73
(4) 業務の区分.....	73
(5) 業務の期間.....	73
(6) 実施体制	73
(7) 本施設の位置付け.....	76
(8) 業務計画書の作成・提出.....	76
(9) 業務報告書の作成・提出.....	77
(10) マニュアル等の作成・提出.....	77
(11) 光熱水費等の負担区分	77
(12) 非常時の対応	78
(13) 事業期間終了時の引継ぎ業務	78
2. 基幹業務に関する要求水準	79
(1) 展示業務	79
(2) 普及啓発業務	83
(3) 資料収集・コンテンツ開発業務	88
(4) 広報・誘客促進業務	89
3. 管理等業務に関する要求水準.....	92
(1) 統括管理業務	92
(2) 利用料金徴収業務.....	92
(3) 来館者サービス業務	93
(4) ミュージアムショップ等運営業務	94
(5) レストラン・カフェ運営業務.....	94
(6) 附帯事業運営業務	95
4. 東海大学が実施する業務に関する要求水準.....	96
(1) 生物等管理業務	96

資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	現況敷地図
資料 2	周辺インフラ現況図 ※1
資料 3	地質調査報告書 ※1 ※2
資料 4	土壤汚染調査報告書 ※1
資料 5	水質調査報告書 ※1 ※3
資料 6	基本設計図書一覧
資料 7	実施設計図書一覧
資料 8	完成図書一覧

※1：清水庁舎 5 階 海洋文化都市推進本部にて閲覧可能。ただし、下記の資料については、記載の日程以降に閲覧可能。

- ・資料 5 : 3月初旬（冬季調査のみ）

※2：3月 16 日までは「中間報告（調査範囲及び分析結果）」、それ以降「完了報告書」に差し変わります。

※3：夏・秋・冬の3季において実施している。3月 16 日までは、夏季は報告書、秋・冬季は計測値のみ閲覧可能。

I 総則

1. 本要求水準書（案）の位置付けについて

本要求水準書（案）（以下「本書」という）は、静岡市（以下「市」という）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、（仮称）静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業（以下、「本事業」という）を実施するにあたり、入札に参加しようとする者を対象に公表する「入札説明書」と一体のものとして、本事業の遂行に際し市が本事業を実施する民間事業者に要求する水準を示す要求水準書を作成する際の元となるものである。

市は民間事業者の準備期間の確保に配慮するとともに、民間事業者から積極的な質問や意見を受け付け、必要に応じて当該内容を反映することにより、要求水準書を一層望ましいものとすることを目的としている。

民間事業者は、最終的には要求水準書の内容を十分に確認し、また、入札説明書等に示された諸条件を遵守して提案を行うこととなる。

2. 本事業の目的等

（1）目的

本事業は、「国際海洋文化都市・清水」の実現をめざすため、国際客船の玄関口である日の出ふ頭周辺にこれから新たに生まれる集客・交流ゾーンの核となる拠点施設として、海を理解し、海のこれからに触れる「オーシャンフロンティア」ミュージアムを創ることを目的とする。

さらに、「オーシャンフロンティア」ミュージアムとしての機能を担っていくため、以下の 4 つの効果を生み出すことを本事業のミッションとする。

- ・国際海洋文化都市としてのブランド化
- ・国際的な集客と賑わい創出
- ・海洋文化を拓く研究・教育促進
- ・海洋産業の振興と経済波及

（2）本事業の基本方針

「海洋・地球に関する総合ミュージアム」は、水族館や博物館といったこれまでのミュージアムの垣根を越えた、他に類を見ない新たな視点のミュージアムであり、本事業の基本方針は以下のとおりとする。

① わたしたち静岡市民に身近な「駿河湾」の魅力

静岡市民にとって身近であり、海洋・地球の営みや魅力が凝縮された、世界的にみても特色のある海である「駿河湾」をテーマとし、その生物、地形、海流などについて、今後進められる調査研究の動きも含めて、様々な観点から紹介し、その奥深さを総合的

に理解できる展示・発信・交流を行う。そして、子供たちを始めとする数多くの静岡市民が「駿河湾」「海洋」に対する愛着や誇りを持つことができるような施設とする。

また、深さ 2,500m という日本一の深海「駿河湾」を 3,000m 級の富士山や南アルプスといった、高低差 5,000m 以上の環境と一体のフィールドとして捉えることで、この施設でしか展開できないテーマとして紹介する。

② 全世界の人々に共通である「地球」へのひろがり

「駿河湾」を入口としながらも、海洋と切り離すことのできない「地球」についても積極的にテーマとして扱う。

海洋調査から見えてくる地球スケールのプレート活動や地球の成り立ち、世界レベルでの海洋環境の変化などの紹介を通じて、「海洋・地球・生命の統合的理解」へ挑戦する。

③ 海洋にかかわる多様な人・情報のつながり

国内外の研究機関や海洋博物館と連携を図りながら、最先端の研究動向も含めた情報収集・発信を行う。学術・研究機関、産業団体にとっても、ここが海洋文化・研究・産業にかかわる情報をいち早く入手でき、また PR できる拠点となるといったメリットを提供する。

また、総合的、先端的な発信を行う一方で、幅広い市民、訪れた人たちが、海と関わるリテラシー（感性・知識・考え方・行動など）を学べる展示や体験的なプログラムを用意し実践する。

④ 海とのかかわりを広く学べる場をめざして

施設のコンテンツや活動においては、サイエンスをベースに人文・社会（身近な暮らしや文化）へとつなげる、複眼的な視点をもつ。

また、来館者にとって身近な清水港や駿河湾にかかわる様々な疑問や不思議を通じて、来館者と海とのかかわりを多様な形で広げていく。

(3) 本事業のスケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりである。

日程	内容
令和 2 年 2 月 28 日	入札説明書等の公表
令和 2 年 3 月 27 日	入札説明書等に関する質問受付（第 1 回）
令和 2 年 4 月 24 日	入札説明書等に関する質問回答公表（第 1 回）
令和 2 年 5 月 14 日	入札参加者との意見交換（対話）の受付締切
令和 2 年 5 月 27～29 日	入札参加者との意見交換（対話）

日程	内容
令和 2 年 6 月 11 日	東海大学・JAMSTEC との連携等に関する確認書の受付締切
令和 2 年 7 月 3 日	東海大学・JAMSTEC との連携等に関する確認書の回答
令和 2 年 7 月 27 日	参加表明書等（入札参加表明書、参加資格確認申請書）の受付締切
令和 2 年 7 月 28 日	入札説明書等に関する質問受付（第 2 回）
令和 2 年 8 月 14 日	参加資格審査結果の通知
令和 2 年 8 月 28 日	入札説明書等に関する質問回答公表（第 2 回）
令和 2 年 9 月 29 日	入札書等・事業提案書の提出期限
令和 2 年 11 月	落札者の決定公表
令和 2 年 12 月	仮契約の締結
令和 3 年 2 月	事業契約の締結
令和 6 年 3 月	供用開始
令和 20 年 3 月	事業契約終了

（4）法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び県・市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

各種法令は、各々の許認可手続で設定される基準日において最新の内容を採用すること。なお、許認可等が必要な場合は、SPC の負担により当該許認可を得ること。

SPC は、許認可等の一覧表（対象となる許認可等の名称、手順、日程等を記載する）、関係法令等のチェックリストを作成して、市へ提出すること。

以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

① 法令

- ・ 博物館法
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 景観法
- ・ 都市緑地法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 文化財保護法
- ・ 消防法
- ・ 津波防災地域づくりに関する法律
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・環境基本法
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- ・公共建築物における木材利用に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・建築土法
- ・建設業法
- ・電波法
- ・電気事業法
- ・電気工事士法
- ・有線電気通信法
- ・計量法
- ・下水道法
- ・水道法
- ・計量法
- ・高圧ガス保安法
- ・ガス事業法
- ・浄化槽法
- ・道路法
- ・道路交通法
- ・駐車場法
- ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・港湾法
- ・河川法
- ・特定都市河川浸水被害対策法
- ・航空法
- ・屋外広告物法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・騒音規制法
 - ・振動規制法
 - ・水質汚濁防止法
 - ・土壤汚染対策法
 - ・大気汚染防止法
 - ・悪臭防止法
 - ・労働基準法
 - ・労働安全衛生法
 - ・食品衛生法
 - ・食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
 - ・健康増進法
 - ・警備業法
 - ・障害者の雇用等に関する法律
 - ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
 - ・民法
 - ・会社法
 - ・地方自治法
 - ・個人情報の保護に関する法律
 - ・著作権法
 - ・特許法
 - ・社会教育法
 - ・興行場法
 - ・生物多様性基本法
 - ・製造物責任法
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
 - ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
 - ・危険物の規制に関する政令
- その他、本事業に関連する法令等

② 静岡県及び静岡市条例等

- ・静岡県建築基準条例
- ・静岡県地震対策推進条例
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例
- ・静岡県福祉のまちづくり条例
- ・静岡県地球温暖化防止条例
- ・静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

- ・ 静岡市建築基準法施行細則
- ・ 静岡市中高層建築物の建築に係る紛争及び調整に関する条例
- ・ 静岡市景観条例
- ・ 静岡市環境基本条例
- ・ 静岡市みどり条例
- ・ 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例
- ・ 静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例
- ・ 静岡市火災予防条例
- ・ 静岡市屋外広告物条例
- ・ 静岡市良好な商業環境の形成に関する条例
- ・ 静岡市食品衛生法の施行等に関する条例
- ・ 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例
- ・ 静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例
- ・ 静岡市財産管理規則
- ・ 静岡市個人情報保護条例
- ・ 静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例
- その他、本事業に関連する条例等

③ 官庁營繕関係基準等（最新版）

- ・ 建築設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁營繕部整備課監修）
- ・ 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部設備課監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部設備課監修）
- ・ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）
- ・ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）

- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 建築 CAD 図面作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 建築工事内訳書作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 工事写真の撮り方（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・ 日本建築学会諸基準
- その他、本事業に関連する基準等

④ 静岡県及び静岡市における設計基準・指針等

- ・ 第3次静岡市総合計画
- ・ 静岡県建築物環境配慮制度（C A S B E E 静岡）
- ・ “ふじのくに”エコロジー建築設計指針
- ・ 静岡県建築構造設計指針
- ・ 静岡市公共建築物耐震対策推進計画
- ・ 静岡市地域防災計画
- ・ 静岡市津波防災地域づくり推進計画
- ・ 静岡市雨水流出抑制対策要綱
- ・ 静岡市都市計画マスターplan
- ・ 静岡市景観計画
- ・ 静岡市みどりの基本計画
- ・ 静岡市立地適正化計画
- ・ 静岡市中心市街地活性化基本計画
- ・ 静岡市公共建築物等における市産材等木材利用促進に関する基本方針
- ・ 静岡市良好な商業環境の形成に関する指針
- ・ 静岡市総合交通計画
- ・ 清水みなと機能継続計画
- ・ 清水港・みなと色彩計画

- ・ 清水みなとまちづくりグランドデザイン
- ・ 日の出・巴川河口地区ガイドプラン（令和2年3月以降公表予定）
- ・ 清水都心ウォーターフロント地区開発基本方針
- ・ 清水港長期構想
- ・ 清水港国際旅客船拠点形成計画
- ・ 静岡市防犯カメラ等の個人情報の保護に配慮した設置及び運用に関する要綱（公共施設管理用）
- ・ 静岡市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン
その他、本事業に関連する条例等

⑤ その他の基準・指針等

- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）
- ・ 日本産業規格（JIS）

II 施設整備の機能及び性能等に関する要求水準

1. 基本事項

(1) 本事業における整備方針

本施設の整備にあたっては、「海洋・地球に関する総合ミュージアム」を目指すため、誰もが入館しやすい施設としていくための仕掛け・空間づくりを行い、清水・駿河湾への愛着、日の出地区全体でのぎわいを創造するための機能を備えた形で実施する。

① 周辺環境との調和・連携を生み出す

- ・ 日の出地区に現在備わっている、今後設置される予定である施設や機能との調和・連携を意識した敷地利用とすること。
- ・ 主に「清水駅方面からの回遊者」「クルーズ客船利用者」の利用に配慮した動線計画とすることで、日の出地区における回遊性を向上し、施設単体ではなく、地域全体での滞在時間を伸ばすような施設とすること。
- ・ 周辺施設との関係性がわかり、面でのつながりを生み出すような標識・サインなどの誘導案内についても検討し、訪れやすい施設とすること。
- ・ 「清水港・みなと色彩計画」に準拠し、協議すること。
- ・ 「清水みなとまちづくりグランドデザイン」（清水みなとまちづくり公民連携協議会）を参照し、これらの提案との調整・連携に努めること。
- ・ 「清水港長期構想」、「清水港 国際旅客船拠点形成計画」（共に静岡県港湾局）など、本計画地周辺に関わる計画等を確認すること。
- ・ 本施設に関する周辺計画や設置予定の施設等について、新たに公表可能な情報が追加された場合は、本事業の追加資料等として提示する。
- ・ 本施設の設計時には、周辺事業（基盤整備、土地開発等）の情報集約及び調整を図っている「清水都心WF（ウォーターフロント）地区都市デザイン専門家会議」との調整を行うものとする。なお、当会議は、清水港の地区ごとに一体的な方向性を持った整備に導くべく、都市デザインの方針や基本的な考え方を示すための基礎的な検討や助言の場として、不定期に開催している。

② 清水ならではの景観を生かした特徴をつくる

- ・ 施設のメインテーマである海洋を感じられ、駿河湾への愛着を持っていただくための諸室配置や仕掛けを盛り込むこと。
- ・ 富士山や日本平など「地球」の壮大なスケールを感じるような景観を望むことができる場を設けること。
- ・ クルーズ客船で清水港に訪れる方たちにとって、訪れたくなるようなアイキャッチになるなど、外観でも魅力・特徴を持つ施設とすること。

③ 展示エリア・教育普及エリアを中心として、ミュージアムとしての性格を考慮する

- 施設の機能の大部分を占める「展示エリア」「教育普及・研究連携エリア」と、その他機能とが有機的につながるように諸室を構成・配置すること。
- 展示設備のバックヤードや附帯設備を管理するための空間は、日常の作業性や設備更新を行うのに十分な広さを確保して、施設のスムーズな運用に配慮すること。
- 展示や生物の飼育を担うミュージアムとして、無理なく長く使い続けられるだけでなく、将来的な活動の発展などに対応できる施設とすること。

④ 利用者・運営者ともに安全・快適に利用できる環境づくり

- ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障がい者、外国人等を含めた全ての利用者が安全で快適に利用できる施設とすること。
- 地震をはじめとする多様な災害に十分な耐性を備えること。
- 観光客や学校などの団体利用時に必要な諸室やスペースの確保に配慮するとともに、利用者が清水の魅力に触れながらくつろいで過ごせるよう、心地よい空間づくりとすること。

⑤ 環境にやさしく維持管理が容易な施設づくり

- エネルギーを無駄に消費せず、環境への負荷が少ない施設デザインや設備を採用することで、海洋・地球の総合ミュージアムとしてふさわしい施設とすること。
- 設計段階においては、合理的・効率的な構造・仕様となるように十分検討するとともに、維持管理を適切に行えるように長寿命化やライフサイクルコストの軽減を達成できる施設計画とすること。
- 施設や設備の改修・更新を考慮して、予備スペースや搬出入経路を計画するとともに、廃棄物の低減に配慮すること。

(2) 計画地条件

事業用地の計画地条件は、以下のとおりである。

項目	内容
所在地	静岡市清水区日の出町 32 番地、36 番地の 2、3、4
敷地面積	約 10,000 m ²
用途地域	工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
地区計画	なし
高さ制限	19m (ただし、臨港地区内建築物は適用除外)
防火指定	準防火地域

臨港地区	商港区（区域指定の変更等により本事業への対応を想定）
都市機能誘導区域	清水駅周辺地区（※「集約化拠点形成区域」とよぶ）

（3）インフラ整備状況

事業用地周辺のインフラ整備の状況は、資料2「周辺インフラ現況図」を参照し、接続位置及び費用負担等については、管理者又は供給業者への確認及び調整すること。

（4）道路等条件

事業区域周辺の道路等条件は、次のとおりである。

名称	延長 (m)	車道幅員 (m)
日の出埠頭1号道路	765.70	13.3
日の出埠頭2号道路	583.20	10.0
日の出埠頭6号道路	200.50	13.2
日の出埠頭9号道路	345.50	6.5

（5）地盤及び土壤の状況

地盤状況については、資料3「地質調査報告書」を参照すること。なお、設計業務の実施にあたり、SPCが必要とする場合は、自ら地質調査を行うこと。

資料4「土壤汚染調査報告書」に記載の通り、事業用地内的一部において埋立土由来のひ素が検出された。この為、資料4に示す範囲の埋立土は、土壤汚染対策法 第16条に基づく汚染土壤として扱うこと。埋立土層の厚みは、資料4に示す想定断面図を参照すること。

埋立土の直下層は、近隣の調査結果から自然由来のひ素を含む地層と想定される。この為、この地層以深の土壤は、同法第16条に基づく汚染土壤として扱い、受注者の責任及び費用負担のもと、適正に運搬及び処理を行うこと。（杭残土等、当該地層の残土を場外処分する際は、適正に処理すること）

土壤汚染対策法 第11条第1項の規定による「形質変更時届出区域」を予定しており、これに該当する土壤を場外搬出する際は、同法第16条第1項に基づく届出を行うこと。

この他に事業者が必要と判断する調査は、事業者の負担で行うこと。

なお、現況敷地北側に建つ建築物は、令和2年8月末までに解体される予定である。

（6）周辺道路等の占有等について

取水設備や各種引込管類の整備において、計画地に面する道路や護岸、工作物等の占有等が必要な場合は、事前に各管理者との協議を行うこと。敷地に面する全ての道路は臨港道路であり、護岸敷地とその工作物は県が所有し、管理している。

(7) 施設概要

本事業において整備する施設内容は、以下のとおりである。

各エリアの計画面積は、記載の値から-5%程度を下限値、+10%程度を上限値とする。

ただし、展示エリアについては、常設展示及び企画展示の計画に応じて、上限値を超えて提案することも可能とする。

エリア名	室名	面積
交流エリア	エントランスロビー	約 1,700 m ²
	ミュージアムショップ	
	レストラン・カフェ	
	キッズスペース	
	その他	
展示エリア	常設展示室	約 3,400 m ²
	企画展示室	
教育普及・研究連携エリア	ライブラリー	約 900 m ²
	ワークショッフルーム	
	プレゼンテーションルーム	
バックヤードエリア	資料収蔵庫	約 2,500 m ²
	水族飼育・治療室	
	魚病検査室	
	水質検査室	
	調餌室	
	展示準備室	
	資料室	
	工作室	
	設備管理室	
	タンク充填室	
	荷解室	
事務管理エリア	その他	約 1,000 m ²
	館長室	
	職員執務室	
	職員用書庫	
	コミュニケータールーム	
	ボランティアルーム	
	警備員室	
屋外エリア	救護室	適宜
	その他	
	屋外テラス	
屋外エリア	屋外倉庫	適宜
	その他	

2. 建築計画に関する基本要件

(1) 配置計画

- ・ 日の出地区において、現在備わっている施設や機能及び今後設置される予定である施設や機能との調和・連携を意識した配置とすること。
- ・ 清水駅方面からの来館者動線を中心に、日の出地区を回遊する動線や周辺からの視認性や利便性等を考慮して、施設へのアプローチ空間や外観を計画すること。
- ・ 駿河湾等の景観や日の出地区の周辺環境と繋がりを感じられるような施設配置とすること。
- ・ クルーズ客船利用者に対して、訪問を促すような動線計画と効果的な視覚的誘導とともに、十分な滞留スペースを計画すること。
- ・ 海上の各種船舶や南側倉庫群からの視認性や美観、周辺の景観との調和を図ること。
- ・ バックヤードや機械スペースが屋外に面する場合は、それらの動線や利便性とともに、景観や騒音にも配慮すること。

(2) 動線計画

- ・ 「清水駅方面からの回遊者」や「クルーズ客船利用者」のアプローチ空間や、日の出地区における訪問者の回遊性を重視し、施設単体だけではなく、周辺地域とともに流動的な移動が可能な計画とすること。
- ・ クルーズ船等からの一時的大人数の来館に対応する為、エントランス周辺に風雨や日差しを遮る滞留スペースを設けること。
- ・ 団体観光用の大型バスやタクシー、緊急車両、障がい者（車椅子等）等の車両等が利用可能な車寄せを計画すること。
- ・ 大型車両を用いた搬出入作業にも対応したバックヤード動線を確保すること。ローリー車等により定期的に長時間占有する事が見込まれる場合は、個別にスペースを確保すること。

(3) 耐震性能等及び津波災害への対策の確保

- ・ 本施設は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき設計するものとし、その耐震安全性の分類は、構造体はⅡ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とすること。
- ・ 国土交通省告示千三百十八号「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」に定める基準を満たすこと。
- ・ 静岡県建築基準条例等に定める静岡県地震地域係数(Zs)を適用すること。
- ・ 静岡市総務局危機管理総室の定める「津波避難ビル」としての要件を満たすこと。
- ・ メインエントランスは、TP4.5m以上の位置に計画すること。

(4) 仕上げ計画

- ・ 建物内外の仕上げについては、周辺の建築・自然環境との調和を積極的に図るとともに、施設運用開始後の維持管理についても十分配慮し、保全・清掃が容易な施設となるように工夫すること。
- ・ 仕上げ材の選択においては、各諸室の用途及び使用頻度並びに各部位の特性を把握した上、最適な組み合わせを選ぶよう努めること。また、ホルムアルデヒドや揮発有機化合物等、人体に害を及ぼすおそれのある化学物質の削減や、改修時・解体時における環境汚染防止についても十分に配慮すること。
- ・ 飼育生物への影響にも配慮した材料を選択するとともに、十分な養生期間を見込んで計画すること。
- ・ 水族飼育に関わるバックヤードは、十分な防水性能とともに防滑性や排水作業し易さにも配慮すること。
- ・ 飼育設備については、施設の引渡しまでに、展示生物が飼育可能な状態まで試運転・調整を完了させること。

(5) ユニバーサルデザイン対応及び利便性の確保

- ・ 各所の出入口や通路は、十分な幅員を確保し、手摺の設置や操作しやすいドア形式の採用、段差解消の為にスロープや昇降機を設置する等、高齢者や障がい者等を含む全ての利用者が円滑に施設を利用できるようにユニバーサルデザインとすること。
- ・ 利用者が特別な案内を受けずに容易に目的地まで到達でき、また利用が集中した場合にも安全かつ円滑に移動できる動線、視認性及び誘導性の高いサイン表示、用途・利用者に応じた適切な搬送設備を整備すること。
- ・ 施設内の各種設備は、外国人等の幅広い利用者を想定して整備すること。
- ・ 案内サインは静岡市景観計画や静岡市公共サインマニュアルとの整合を図ること。
- ・ 事業用地内は禁煙とすること。

(6) 環境への配慮

- ・ 材料、機器及び工法等は、環境の保全に配慮したもの採用すること。
- ・ 施設の一部又は全てを更新する際の環境負荷を低減するため、耐久性及びフレキシビリティを高めた施設計画による長寿化に努めること。
- ・ オゾン層破壊防止等の地球環境に配慮した製品を採用すること。
- ・ 人体への安全性やリサイクルの容易さに配慮したエコマテリアルを積極的に導入し、環境負荷の低減に努めること。
- ・ 省資源・省エネルギーに配慮した施設とすること。
- ・ 海水の排水処理にあたっては、排水基準等を遵守すること。
- ・ 耐久性や用途、使用部位を考慮して、静岡県産木材の使用に努めること。

(7) 本施設の位置付け

- ・ 本施設は、博物館法に基づく博物館相当施設の指定を受けるとともに、登録博物館を対象とした博物館の設置及び運営上の望ましい基準についても必要に応じて参考とすることを想定している。そのことを前提とした施設計画とすること。
- ・ 民間事業者において、関係機関、協議会等（例：日本博物館協会、全国科学博物館協議会、日本動物園水族館協会）への加盟を想定する場合は、それらに応じた施設計画とすること。

3. 諸室計画に関する基本要件

本施設の諸室計画は以下のとおりとする。

(1) 交流エリア

諸室名	項目	内容
エントランスロビー	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館者を迎える、展示エリア・教育普及エリアなどの各諸室に誘導する。 ・ 来館者への総合的な案内業務を行う。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の玄関口、来館者を迎える空間として、開放的で親しみ易い空間とする。 ・ イベント時には大空間として利用できるようする。 ・ 利用者の滞在を快適なものとするため、ベンチやテーブル等を設置する。 ・ 入館券の販売及び確認を行う為に、適切な人員配置、券売機の設置等を計画する。 ・ 来館者に伴う土や雨水などの汚れを館内に持ち込まないように、アプローチや風除室の形状や床材に配慮する。
ミュージアムショップ	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミュージアムのオリジナルグッズや関連グッズ、その他刊行物などを販売する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客の単独利用にも配慮し、入口からアクセスし易い計画とする。 ・ 演出照明、レジスター、パソコン等の販売に必要な設備を設置する。 ・ 在庫の保管等のため、バックスペースを設ける。
レストラン・カフェ	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に食事や飲料を提供し、団体客にも対応する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型バスなどの団体来場時に対応可能のように 100 名程度の席数を最低限確保する。 ・ 利用者が気軽に立ち寄れ、ゆったりと時間を過ごせる空間を確保する。 ・ 本ミュージアム閉館時（夜間・休館日など）にも営業可能な計画とする。 ・ 臭気が展示エリア等に流入しないように計

諸室名	項目	内容
		<p>画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 什器や備品、厨房機器については、提案内容に応じて設置する。
キッズスペース	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 子供が自由に遊びながら学ぶことができる場を設置する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 知育玩具や図書など遊び道具を設置する。 安全に遊ぶことができるスペースとする。
その他	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> その他、風除室、授乳室、ロッカーなど、交流エリアにおいて必要な諸室を設置する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の提案による。

(2) 展示エリア

諸室名	項目	内容
常設展示室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 駿河湾や地球とわたしたちのつながりを紹介し海洋・地球科学にふれる展示を設けて、各種資料や体験装置、水槽による水族展示を開する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 鑑賞経路は、展示計画に則りながら、学校やクルーズ客などの団体来場、休日の混雑時にも無理なく鑑賞できるようにスペースを確保する。 水族展示にかかる空間は、休憩スペースや座って展示を見るスペースも計画する。 設置する水槽及び水槽内造形等については、飼育設備等に関する要求水準を踏まえ、計画する。 水槽及び配管は、結露しないように計画する。 天井高さは、展示内容に合わせて計画する。 床面に配線・配管ピットを設けて、展示内容の変更やメンテナンス・更新を考慮した各種ユーティリティを供給する。 展示内容に合わせた内装計画とする。 床材は、メンテナンス性や耐久性のほか、演出性や防滑性にも配慮する。

諸室名	項目	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面は、重量物の移動や固定にも耐えうる十分な強度を確保した素材、仕上げとする。 ・ 展示計画に合わせた防水性能を確保する。 ・ 展示内容の変化に対応できる空間とする。
企画展示室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋・地球にかかわるテーマについて、期間を限定した企画展示を行う。 ・ オリジナルの企画展のほか、他館からの巡回展の開催及び関連研究機関の研究発表やイベントなども実施する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展示室とは別に入場料を徴収することも可能なゾーニングとする。 ・ 床面に配線・配管ピットを設けて、展示内容の変更やメンテナンス・更新を考慮した各種ユーティリティを供給する。 ・ 展示内容に応じて室構成を変更できるよう可動間仕切り等を設ける。 ・ 床面は、重量物の移動や固定にも耐えうる十分な強度を確保した素材、仕上げとする。 ・ 展示計画に合わせた防水性能を確保する。 ・ 展示内容に応じて置き式の水槽が設置可能なエリアを設定して、海水及び市水に対応した給排水設備や圧縮空気を供給できるように計画する。

(3) 教育普及・研究連携エリア

諸室名	項目	内容
ライブラリー	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋や地球をテーマとした資料、書籍、映像等を中心とした様々なメディアを閲覧可能とする。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧時には数時間程度は滞在可能な空間や設備を設ける。 ・ 導入するメディアについては、展示との連携も考慮する。 ・ 導入するメディアに応じて、利用者が閲覧可能な機器を利用する。

ワークショッフルーム	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 来館者向けに実験や工作などさまざまなワークショップの実施、実験・実習型の講座や研究者等との協働による活動などを開催する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 海水や淡水、火気を用いたプログラムなど、多様な利用形態を想定した設備を設ける。 海水及び市水に対応した給排水設備や圧縮空気を供給できるように計画する。 ネットワーク環境を整備し、音響、映像等の視聴覚機材、調光式の照明設備を計画する。 多様な活用を可能とするため、複数の室を用意する。
プレゼンテーションルーム	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 研究者や関係機関などの専門家と SPC 職員とのミーティングや SPC 職員間の内部ミーティングにも活用する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 100名以上のミーティングができ、音響・映像機器やスクリーンなどを設置する。 必要に応じて複数に部屋を区切って使えるように配慮する（可動間仕切りの設置等）。

(4) バックヤードエリア

管轄	諸室名	項目	内容
SPC	資料収蔵庫 (博物館資料)	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 展示していない展示物や展示用備品等の保管庫として使用する。 研究資料、標本資料の保管を行う。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 展示計画を踏まえた規模、配置、仕様、設備を計画する。 資料保護に適した一定の温湿度管理が可能な設備を導入する。
	展示準備室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 展示準備等を行うためのスペースとして使用する。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 提案する展示計画を踏まえた規模、仕様、設備とする。 展示装置の改修や各種展示の企画等、本事業において必要とされる業務が実施できる

管轄	諸室名	項目	内容
			スペースを整備する。
東海 大学	水族飼育・治療 室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少数の水族飼育や治療等を行うスペースとして使用する。 ・ 展示していない（今後展示を予定するものを含む）水族のための水槽を設ける。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫、冷凍庫を設置する。 ・ バックヤードツアーを考慮して通路や床材を計画する。
	魚病検査室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品等を用いて検査を行う。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査作業用の実験台を設ける。
	水質検査室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬品等を用いて検査を行う。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査作業用の実験台を設ける。
	調餌室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼育する全ての生物の餌を加工し、準備する。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な種類を扱う調餌作業に対応した作業スペースと流しを設ける。 ・ 床材は清掃性と耐久性に配慮する。 ・ 餌の搬入に用いる出入口は、作業性や動線に配慮する。 ・ 飼育エリアへの出入口は、台車等の出入りが行ない易いように配慮する。 ・ 調餌用の餌を 1 か月程度備蓄可能な冷蔵庫、冷凍庫を設置する。
	資料室 (水族資料用)	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類や書籍を保管する。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書架や収納棚を設置する。
	工作室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼育員が飼育用道具等を加工する。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工作業用の作業台及び作業スペースを設ける。 ・ 加工用の機材及び収納棚を設置する。
	設備管理室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼育設備の制御盤を設置し、集中監視・制御する。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理作業用の什器を設置し、事務室同等の室内環境とする。
	タンク充填室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜水用タンクへの充填作業を行う。 ・ 高圧ガスを使用する。

管轄	諸室名	項目	内容
荷解室		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 充填作業スペース及び保管スペースを設ける。
		用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 展示物の搬出入の際に、荷解き・梱包するためのスペースとして使用する。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 提案する展示計画を踏まえた規模、仕様、設備とする。 諸室とのつながりや展示物の搬出入の動線に配慮する。 荷解きを行う上で、安全かつ十分なスペースを確保し、必要な設備を設置する。
	その他	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 飼育員用シャワー室、保管室（ウェット）、倉庫（ドライ）、飼育設備機械室、空調機械室。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 飼育員用シャワー室は飼育バックヤードの近くに配置する。

（5）事務管理エリア

諸室名	項目	内容
館長室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 館長の執務室として使用する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 館長室への訪問者を事前に職員が把握できるように配置する。 館長が事務を執る居室であるとともに、貴賓者の訪問対応などもあるため、内装は落ち着いた雰囲気で格調高い部屋として計画する。
(飼育員控室を含む) 職員執務室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 職員の執務室として使用する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 諸室とのつながりや動線に配慮する。 飼育員控室は飼育バックヤードの近傍に配置する。 執務用机・椅子・事務機器等の配置のほか、必要に応じて数人で打合せできるスペース等を確保する。
職員用書庫	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営に必要な図書、資料等を保管できるスペースとして使用する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 上記の用途に対応できる什器等を配置す

諸室名	項目	内容
		る。
コミュニケーションルーム	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 展示解説などを担うコミュニケーターが準備、休憩出来る室を設ける。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 簡易的な行為や荷物置きが可能な設備を設置する。 提案する展示計画を踏まえた計画とする。なお、職員執務室等と兼ねることも可能とする。
ボランティアルーム	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアスタッフが準備、休憩出来る室を設ける。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 運用上想定する人員に応じた規模とする。
警備員室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 警備などセキュリティにかかる室を設ける。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 警備などセキュリティにかかる室は警備業務の計画を踏まえた計画とする。
救護室	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 来館者のけが等の応急処置や、気分がすぐれない来館者が一時的に休養できる室とする。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 極力環境が良く、管理の目が行き届く位置に配置する。 救急車等への移動が容易な位置に配置する。 ベッドを設置する。
その他	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> その他の事務管理に必要な諸室として休憩室、便所、更衣室、シャワー室、仮眠室、廊下、階段、エレベーターなどを設置する。
	要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の提案による。

(6) 屋外エリア

管轄	諸室名	項目	内容
東海大学	屋外倉庫 (水族作業用)	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 搬出入作業を含む屋外作業に用いる器具・道具類を保管する。
		要求水準	<ul style="list-style-type: none"> 保管棚を設置する。 水洗い用の水栓を設ける。
SPC	屋外テラス	用途・目的	<ul style="list-style-type: none"> 屋外で外の景観を楽しむことができるテラ

管轄	諸室名	項目	内容
			スを設置する。
		要求水準	・ 駿河湾や富士山を望むことができるような眺望を確保する。
	その他	用途・目的	・ その他の倉庫等。
		要求水準	・ 民間事業者の提案による。

4. 建築設備に関する基本要件

(1) 電気設備

① 共通事項

- ・ 主要な機器は屋内に配置し、飼育設備とそれ以外に区分して、それぞれに一括管理が出来るようすること。
- ・ 受変電設備、自家用発電設備及び静止型電源設備等の主要設備は、屋内に設置するとともに、TP4.5m以上に設置し、浸水対策を講ずること。
- ・ 災害時や設備更新時を考慮して、有効なバックアップ電源を計画すること。
- ・ 塩害を考慮して、耐食性の高い材料や機器を選定すること。

② 受変電設備

- ・ 受変電設備は閉鎖式として、電気室内に設置すること。
- ・ 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないように計画すること。
- ・ 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ・ 保守停電時のバックアップ送電に留意すること。バックアップ送電の対象範囲は、飼育設備及び飼育環境に関わる空調・衛生設備、展示資料の保存環境に関わる空調設備、施設全体の防犯・防災に関わる設備等とする。
- ・ 電気室及び搬出入経路は、メンテナンス性や将来の更新や増設に配慮した計画とすること。
- ・ 高潮・津波・大雨による浸水及び冠水対策等に配慮した配置・構造とすること。

③ 動力設備

- ・ 飼育設備、給湯設備、空調設備、ポンプ類等への配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- ・ 屋外に設置する機器等については、耐塩害仕様とすること。

④ コンセント設備

- ・ イベント用分電盤、コンセント設備は諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に設けること。

⑤ 非常用自家発電設備

- ・ 災害等による停電に対応する為の非常用電源として設置すること。
- ・ 各関連法令に定める機器類の予備電源及び非常電源として設けるとともに、施設内の重要設備への停電時送電用として、施設機能を最低限維持する為に必要な能力を有すること。
- ・ 停電時に来場者が安全に避難可能な時間を連続運転可能とすること。

⑥ 照明設備

- ・ 諸室の用途と特性を考慮して、それぞれに適正な器具を選定すること。
- ・ 非常用照明、誘導灯等は、関連法規に基づいて設置すること。
- ・ 高効率型器具や省エネルギー型器具を積極的に採用すること。
- ・ 高所に設置する器具については、電動昇降装置等により容易な保守管理が出来る様にすること。
- ・ 屋外照明については、時間点滅が可能な方式とすること。

⑦ 情報通信設備

- ・ 館内全域で無線 LAN (Wi-Fi) が使用可能な環境とすること。
- ・ 職員事務室や展示室等の諸室での利用形態に合わせて有線 LAN を計画すること。

⑧ 放送設備

- ・ 非常放送と一般放送が可能な設備として、中央監視室にて集中管理出来るように計画すること。
- ・ 緊急地震速報受信機を設置すること。
- ・ 避難誘導における自動音声は、2か国語（日本語、英語）以上に対応すること。

⑨ 防災設備

- ・ 関係法令及び所轄消防機関の指導に従い、各種防災設備を設置すること。

⑩ 機械警備設備

- ・ 関係者出入口は、インターホンにて警備員室と連絡及び解錠操作が可能な計画とすること。
- ・ 録画機能を備えた監視モニターを設置して、警備員室にて映像を確認出来る様に計画すること。
- ・ 各出入口には、常時出入りを監視可能な設備を設けるとともに、防犯設備及び監視設備等を適切に計画すること。

(2) 機械設備

① 共通事項

- ・ 利用者の快適性、保守管理の容易さ、耐久性に優れた機器及び器具を選定すること。
- ・ パッシブシステムの採用や、太陽光や雨水などの自然エネルギーを有効活用し、省エネルギーと資源の節約に配慮して、ランニングコストや環境負荷の低減に努めること。

- ・ 塩害を考慮して、耐食性の高い材料や機器を選定すること。
- ・ 配管類の改修時においても、施設運営への影響を最小限に留める様に計画すること。
- ・ 災害時や設備更新時を考慮して、あらかじめ定めた区域への供給を継続できるようにすること。

② 空調設備

- ・ 中央監視室にて一括監視・制御（中央監視）出来るようにすること。
- ・ 中央監視室から各室の機器の発停及び温湿度管理が出来るようにすること。また、各室内からも同様に操作出来るようにするなど、諸室の用途に応じた利用者の快適性・利便性と施設全体の効率と経済性を考慮して計画すること。
- ・ 熱源システム及び燃料の種類については、提案によるものとする。
- ・ 諸室の規模、利用特性に応じて、適切な空調システムを計画すること。

③ 換気設備

- ・ 諸室の規模、用途に応じて、適切な換気システムを計画すること。
- ・ 塩害対策に配慮して、外気冷房やナイトページ等の外気を活用したシステムを積極的に採用すること。

④ 排煙設備

- ・ 建築基準法等に従い、排煙設備を設けること。
- ・ 排煙口が高所に設置される場合は、その操作性に留意して計画すること。

⑤ 給水設備

- ・ 給水系統及び配管材料については、提案によるものとする。
- ・ 接続においては、関係機関と協議すること。

⑥ 給湯設備

- ・ 給湯設備の種類、系統及び配管材料については、提案によるものとする。

⑦ 排水設備

- ・ 排水系統、汚水処理設備及び配管材料等については、提案によるものとする。
- ・ 水質汚濁防止法の基準をクリアするとともに、関係機関と協議すること。
- ・ 接続においては、関係機関と協議すること。

⑧ 衛生器具設備

- ・ トイレの配置、設置器具数については、各エリア及び諸室の収容人員及び用途を考

慮して、適切に計画すること。

- ・ トイレの器具については、手洗いは自動水栓及びエタオルを設置し、小便器は個別自動洗浄、大便器は洋式の洗浄便座とすること。また、交流エリアや展示エリアのトイレには、子供用の器具も適宜設置すること。
- ・ 省エネルギー、省資源に配慮した器具を積極的に採用すること。
- ・ 清掃性や、メンテナンス性にも配慮すること。
- ・ 災害時にも利用可能な設備を一部に計画すること。
- ・ 多目的トイレを適切な位置及び室数にて計画すること。車いす使用者やオストメイトの他、高齢者や子供連れ等のあらゆる来館者にとって使い易い計画とすること。

⑨ ガス設備

- ・ 必要に応じて計画すること。
- ・ 計画する場合は、関係機関と協議すること。

⑩ 消防設備

- ・ 消防法、同施行令及び同規則等の規程に準拠して、消防設備を設置すること。
- ・ 展示内容により散水障害等が生じた場合にも、消防指導等に応じて臨時の消火設備等を設置出来る様に計画すること。

⑪ 昇降機設備

- ・ 来館者及び職員の移動、荷物等の搬出入が円滑に行なえるように、各種法規に準拠した昇降機を計画すること。
- ・ 中央監視室に運転監視盤やエレベーター用インターhornを設置すること。

⑫ その他の設備

- ・ 飼育設備及びバックヤードエリアでの光熱水使用量が計測出来るように子メーターを設置すること。
- ・ 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。また、標識により設置場所を明示、誘導すること。

5. 飼育設備等に関する基本要件

(1) 飼育設備

- ・ 常設展示の計画に基づいて展示生物を選定し、それらにとって良好な飼育環境を長期的に整備・維持可能な飼育設備を計画すること。
- ・ 飼育生物に可能な限りストレスを与えないような飼育環境及び飼育設備を計画すること。
- ・ 飼育生物の入れ替え、搬送が容易に行えるように、搬出入口や揚重装置の位置や大きさ、及びキーパーヤードの構造と材質及び作業スペース・通路などを適切に計画すること。
- ・ 展示生物に応じて、種別ごとに適切な濾過循環装置や水温調整設備等を計画すること。

(2) 海水供給設備

- ・ 飼育用の海水については、計画地の場所性、飼育環境や飼育設備の効率性及び経済性等を検討して、最も優位性のある海水の供給方法を提案すること。
- ・ 東海大学(三保)の取水設備からローリー車等で搬送し、供給することも可能とする。
- ・ 供給方式に応じて、適切な処理装置と貯留槽を計画すること。

(3) 展示水槽

- ・ 水槽の形状、水槽内の造形物（擬岩・擬草等）は、展示計画に応じて、合計水量が約1,000tとなるように適切な計画とすること。
- ・ 擬岩については、充分な強度や耐久性を有するとともに、水槽内において「死に水」が発生しないように充分配慮すること。
- ・ 給餌性や生物等の搬出入性に配慮して計画すること。
- ・ 各所の清掃性についても、十分に配慮して計画すること。展示水槽を観賞する為の照明設備は、演出性のほか、耐久性やメンテナンス性にも配慮して計画すること。

(4) バックヤード

- ・ 計画する展示設備を維持・運用する為に必要な設備として、給水（海水、淡水）、排水（海水、淡水）、電源等を適切に計画すること。
- ・ 排水基準を遵守すること。

6. 常設展示計画に関する基本要件

常設展示全体あるいは各エリアの展示方針、コンセプト、テーマに則して展示計画を提案し、そのために必要な仕様、設備、什器・備品等を計画すること。

(1) 本事業における展示方針

① 展示コンセプト

「海洋・地球を総合的に理解する」ために、これまでにない新たな海洋教育の視点を導入した以下の展示コンセプトを掲げる。

「わたしと海と地球」のつながりを実感する

そのきっかけは、「駿河湾」

生命のゆりかご、海。水の星、地球。

わたしたちは海・地球という大きなシステムの中で暮らしています。

そして「海洋・地球を総合的に理解する」ためには

その「つながり」を実感することが、もっとも大切なことだと考えられます。

地球とのつながりが感じられる深海「駿河湾」を出発点として感じられる

「わたしと海と地球」のつながりを、サイエンスの側面から紐解くとともに

清水が持つ海洋文化の多様な魅力を発信します。

② 展示の基本的なねらい

- 駿河湾・地球の自然環境の成立（なりたち）や現在の様子を基底に、そこに暮らす生物や人々の活動、海洋文化が総合的に学べるようにする。それによって、地域の人々が、海洋・地球総合ミュージアムを通じて、そして駿河湾に愛着と誇りを持てるようになる。
- 駿河湾について学ぶことを通じて、地球、海、生物（人）のつながりを理解できるようにする。それによって、生物、生態系について理解が深まると同時に、わたしたちが海・地球という大きなシステムの中で暮らすことを感じるきっかけを提供する。
- 地域内外の研究機関、企業、団体など様々な主体が展示に協力する仕組みの下、海洋に関連する産業や、環境問題について触れることができるようにして、人材育成や産業創出に貢献する。

③ 展示展開の基本方針

展示コンセプトを来館者により効果的に伝えていくため、以下の基本方針に留意して展示展開を行うこと。

ア 博物館・科学館・水族館の融合

- ・ 海洋科学と地球科学を中心に、海洋と地球を総合的に理解し、生命と海と地球の繋がりを実感する展開を導入する。
- ・ 分野横断的に「場」を紹介する体験ストーリーを構築する。

イ 五感で感じる体験

- ・ コンテンツの伝えたいこと、価値を踏まえた展示を導入する。
- ・ 視覚や聴覚での体験に限らない、全身で楽しめる体験を提供する。
- ・ 老若男女どのような方でも展示体験に参加できる展開を導入する。

ウ デジタル技術による迫力のある体験

- ・ 海洋・地球の壮大なスケール感を、空間を活用して表現する。
- ・ 展示に出会ったときのインパクトにより、来館者の興味を喚起するような展示を行う。
- ・ 実物資料展示や生態展示を随所に導入する。

エ 体験の自分ごと化

- ・ 来館者に身近な視点から解説し、「自分ごと」として理解できるような展示とする。
- ・ 体験を持ち帰るためのストーリーや展示手法を導入する。
- ・ 展示体験の再来性を促進させる日常生活に通じる学びを提供する。

オ コンテンツの顕在化

- ・ 科学によって解明された様々な価値を顕在化する。
- ・ 多様な価値を一般の方々にも分かりやすい表現で紹介する。
- ・ コンテンツどうしの関係性などにも配慮し、体験を展開する。

(2) 展示手法

① 水族を用いた展示

- ・ 生きた水族の展示により、水族の生態を紹介する。
- ・ 東海大学が担当する保守管理・清掃等の業務内容・業務費用等に留意しつつ、照明や水槽の形状などの工夫を凝らすことで、魚が本物の海を泳いでいる、来館者にはまるで海に入ったような感覚を与える。

- ・ 様々なシーンを再現する水槽を設置する。
- ・ なお、水族を用いた展示にあたっては、動物の愛護及び管理に管理する法律（動物愛護管理法）、展示動物の飼養及び保管に関する基準等を遵守する形で、水族本来の形態、生態及び習性を観覧できるように留意すること。

【参考】

- ・ シンボル水槽での展示
- ・ シーン再現水槽
- ・ 映像とフィールドで起こる現象の再現水槽を組み合わせる演出

② 実物資料、模型等を用いた展示

- ・ 標本等の実物資料の展示を行う。
- ・ 地形、海洋の構造等を直感的に理解できる展示や、実物の探査機器・測定機や模型用の展示を行う。
- ・ 映像やデジタル技術等との組み合わせ等の工夫をする。

【参考】

- ・ 駿河湾の海底地形を立体的に表現した地形模型と模型への映像の投影
- ・ 水塊タッチモデル
- ・ 熱水鉱床モニター
- ・ 深海掘削サンプル

③ 映像を用いた展示

ア 基本方針

- ・ 複数人が一度に体験可能な迫力ある映像を投影する。
- ・ 海洋や深海をテーマとした映像を投影するため、高精細映像が投影可能な設備を設けることとする。

【参考】

- ・ 駿河湾のリアルタイムデータ
- ・ 海洋や深海をテーマとした映像
- ・ 最先端の地球探査のデータ
- ・ 海底探査のリアルタイムデータ・ケーブル観測網
- ・ 現在の研究者の様子を紹介する映像

イ 音響・映像設備

- ・ 海洋や深海を忠実に再現できる映像設備を設置する。
- ・ 音声の明瞭感を確保しながら、映像と音が連動した迫力のある効果音を実現するために、映像に合わせた臨場感のある立体的な音響など多彩な演出ができるようになる。
- ・ 音響・映像設備については、職員が専門的な知識を有しない場合にも容易に投影が行えるものとする。
- ・ インターネット回線を使用したライブ中継等も考慮したシステムとする。
- ・ 演出プログラムや映像素材を制作するために必要なソフトウェアの最新版をインストールしたコンピューターシステム一式を別途設置する。
- ・ 番組やデータを保存し、職員が自由に出し入れできる十分な容量のサーバーを設置する。
- ・ デジタル映像については、職員が特殊な技術に依存せず、簡単に編集できるシステムを導入する。
- ・ 各種メーカー等の素材も広く利用可能なシステムとする。

ウ その他留意点

- ・ システムの再起動は、迅速に行えるようにする。
- ・ 部品の異常の際等、飼育設備等の他の設備に影響を与えない構成とする。
- ・ 遠隔地からでもある程度の保守ができるようにする。
- ・ 民間事業者の提案の設備に基づき、必要に応じて、二次側電気設備を設け、安定した電力供給を行えるようにする。

④ デジタル技術を用いた展示

- ・ デジタル技術を用い、展示に対する興味を喚起する。
- ・ タッチモニターやシミュレーター等、体験できる展示を行う。

【参考】

- ・ 地球儀スクリーン
- ・ 壁面大型円周スクリーン
- ・ バイオロギング VR
- ・ 深海生物デジタル図鑑
- ・ タッチモニター、インターラクティブキューブ
- ・ 水槽との融合
- ・ 研究者とのバーチャルトーク
- ・ デジタル水族館

- ・ 子供用海底探査シミュレーター
- ・ 研究者の想いやメッセージを来館者へ問いかけるデジタルボード

⑤ ハンズオン機器を用いた解説

- ・ ハンズオン機器を用い、来館者の展示に対する理解を深める。
- ・ 展示では十分に表現できない情報を来館者に伝える。

(3) 各展示エリアにおける概要及びテーマ

常設展示室は、「導入エントランス」、「つながる海と地球」、「エピローグ」で構成され、最初に駿河湾及びその周辺の様々な情報にアクセスできる総合案内の展示があり、そこを中継軸（HUB）として、水族を中心に展示するエリア、地球科学・海洋科学的展示エリアをつなぎ、企画展示室及びその他のエリアへと展開する。

① 導入エントランス

ア 展示の概要

- ・ 展示体験の導入として、来館者の気持ちを切替えるインパクトのある演出を行う。
- ・ 海洋と地球の関係、未知なる世界を探る海洋・地球科学のロマンを描く。
- ・ 駿河湾の海底映像を使用し、海洋と地球の関係、その大きなシステムを解説する。

イ 共通テーマ

- ・ わたしたちが海・地球という壮大なシステムの中で暮らしていることを実感できるとともに、身近な暮らしとのつながりを訴求する。

② つながる海と地球

ア HUB（わたしたちと駿河湾）

a. 展示の概要

- ・ 駿河湾の形成過程や地形の構造などを、映像・ナレーションを組み合わせて紹介する。
- ・ 駿河湾を舞台にした 海洋・地球科学に関する様々な研究成果を集約し発信する。
- ・ 最新の調査研究成果を CG 映像に反映し、進展する駿河湾調査の成果を伝える。

b. 共通テーマ

駿河湾の形成過程や地形、景観、自然、産業、产品など人々にとって身近なところで駿河湾の情報に触れられるようにし、科学的な情報を付加することで、海・地球への関心が喚起されるようとする。

また、展示紹介（ガイド機能）、企画展やプログラム等の案内ができるようにして、

以降の各エリアに誘導する中継軸として機能させる。

c. 個別テーマ及び内容

展示テーマ	具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
駿河湾紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○形成過程や地形（駿河湾とその周辺） ○景観 ●特産品 ●駿河湾周辺の生物 ●駿河湾周辺の水循環 ●駿河湾の海洋情報（水温、塩分濃度等） ●駿河湾の歴史、暮らし、文化等 ●防災情報
施設紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○施設のコンセプト ○施設紹介 ●周辺施設紹介
体験案内	<ul style="list-style-type: none"> ○館内で行われる企画展やプログラム等の案内 ●館外で行われるプログラム等の案内

イ 駿河湾-陸水

a. 展示の概要

- ・ 河川に生息する本物の生物を見るだけでなく、南アルプスから沿岸部までの陸水における生態系の全体像を示す。
- ・ 上流～下流までを見せる水族水槽とあわせて、各場所での岩石や植生を紹介する。
- ・ いくつかの詳細テーマについても深く掘り下げる体験展示を設置する。

b. 共通テーマ

駿河湾周辺の南アルプスから沿岸部までの陸水の生物を紹介する。あわせて、地球のプレートの動きを始めとする多様な影響により形成された地形、地質、河川系を含む自然環境中に生物が棲息していることを示すことで、生物と自然環境の関係を訴求する。

c. 個別テーマ及び内容

展示テーマ	具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
場	○駿河湾周辺の地形地質（南アルプス・富士山の地

展示テーマ	具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
	形・地質、伊豆半島の地質、静岡側地質) ●水系と水循環（富士山伏流水等）
水族	○駿河湾から南アルプス周辺の水域に棲息する生物 (植物・魚を含む動物) ●駿河湾周辺以外の水域に棲息する生物
環境	○生物の棲息場の環境
海との接点	●汽水域、沿岸域の役割 ●清水の海に由来する文学や絵画、伝承、メディア (蘭字・大漁旗等) ●海とともに生きてきた都市ならではの経験

ウ 駿河湾-浅海

a. 展示の概要

- ・ 水族などの生態展示は、生き物が棲む環境の様子も合わせて展示する。
- ・ 「飼育・養殖・繁殖研究」の展示や、一般に食生活に馴染みのある水族を展示する。
- ・ 絶滅危惧種や希少種に関する展示、物理・化学データの展示もする。

b. 共通テーマ

深い海と人間活動との深い関わりを、大型水槽を中心とした展示で紹介する。

水族の展示にあたっては、駿河湾の変化に富む海岸、沿岸域からおおむね大陸棚縁辺までの浅海域に棲息する生物を紹介するとともに、それらの生物の棲息場と駿河湾の浅海域の多様な環境との関係性を説明する。

また、駿河湾の南を流れる黒潮が与える、産業や文化への影響、人々が恵みを享受していることに触れることで、これらの海・地球・生物（水族・人）のつながり、その壮大さを訴求する。

また、必要に応じて、駿河湾以外の生物を展示する。

c. 個別テーマ及び内容

展示テーマ	具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
場	○駿河湾の沿岸域の環境 ○駿河湾の多様な海岸 ●堆積物の流動と三保の形成過程

展示テーマ	具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
	●海岸の植生
水族	○沿岸域周辺の生物 ○駿河湾の浅海域に生息する生物 ●駿河湾に住むプランクトン ●駿河湾以外の浅海域に棲息する生物
環境	○黒潮の恩恵 ○駿河トラフ ○生物の棲息場の環境
産品、産業	●駿河湾の海の恵みと水産業 ●駿河湾の海の恵みと文化

エ 駿河湾-深海

a. 展示の概要

- ・ 水槽周辺に各テーマはランダムに配置され、深海・地球深部を総合的に展示する。
- ・ 深海にはまだ解明されていない事実を探っている印象をメッセージするため、手法としても見えていないものを顕在化するような手法を盛り込む。
- ・ 深海生物を展示する際はメンテナンス性にも配慮した水槽とする。

b. 共通テーマ

駿河湾の深海の様子とともに、駿河湾の深海生物を紹介する。

深海域は浅海域とは物理的な環境が全く異なり、そこにはまだまだ未知の世界が広がっていること、未来への可能性を訴求する。

これらの非日常的な空間に没入できるような展示を行い、その極限的な環境にも多様な生態系があることを学べる展示とともに、利用や開発の可能性も広がっていることを合わせて提示する。

c. 個別テーマ及び内容

展示テーマ	具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
場	○駿河湾の深海の様子 ●駿河湾の深海の底質 ●駿河湾以外の深海
水族	○駿河湾の深海域に生息する生物 ●近年発見された新種

展示テーマ	具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
	●駿河湾以外の深海域に棲息する生物
環境	○深海環境の復元 ○生物の棲息場の環境
未知の深海	●生命の起源と生物の進化 ●深海生物の遺伝資源研究 ●深海底に堆積した人間活動の痕跡 ●海底資源 ●海底熱水鉱床
海底散歩	●海底探査の歴史 ●探査船 ●海底の地形 ●海底熱水活動

オ 海洋と地球のディスカバリー・ラボ

a. 展示の概要

- ・ 海洋調査のリアルタイムなデータや、深海掘削のサンプルなどで興味を喚起する。
- ・ 海に関する事象について、研究者や専門家とコミュニケーションできる機能も導入する。
- ・ 断層や地震などの防災に関わるコンテンツも取り上げて展示する。

b. 共通テーマ

駿河湾を中心とした最先端の海洋調査の内容をリアルタイムデータも含めた多彩な展示メディアで紹介する。

また、調査方法について実際の探査・測定機器や模型等を活用し解説するとともに、探査のロマンや科学者の想い、最新の研究成果を紹介することで、来館者の興味を喚起する。

c. 個別テーマ及び内容

展示テーマ	具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
地球を取り巻く現象	○海洋や地球にかかるシステム・原理 ○海洋の構造と役割 ○海洋大循環 ○地球内部構造とマントルの動き

展示テーマ	具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
	○プレートの動き、大陸移動（地震・津波発生の仕組み） ●断層・地震データ ●河口断層帯の3次元構造
深海・地球を調査する	○海洋調査技術 ○駿河湾のデータ ●海洋探査のリアルタイムデータ・ケーブル観測網
ディスカバリー・ラボ	○研究者・サイエンスコミュニケーターとの対話 ○学術コンテンツの展示 ○最新研究結果の展示 ●海洋に関する実験・観察プログラム

力 駿河湾で遊ぶ

a. 展示の概要

- 駿河湾や深海をモチーフに、難しい海洋のテーマを楽しい体験型展示で表現する。
- 海に興味を持つてもらうことを第一義に、気づきや発見を促す展示を導入する。
- 親子で一緒に楽しめる展示を導入し、学び合いによる理解促進を図る展示とする。
- 清水港や駿河湾にかかわる様々な疑問や不思議から、海とのかかわりを様々な形で広げていく。

b. 共通テーマ

これまでのコーナーで紹介してきた海・地球のダイナミクス、その独特の世界におけるさまざまな「動き」「変化」を五感で体感することができる展示を開設する。特に子供でも楽しく体験できるような仕掛けを開設し、駿河湾・地球への興味を喚起する。

c. 個別テーマ及び内容

具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
○海のひみつやふしぎ ○身近な海「駿河湾」 ○海の生き物たち ●海の生き物に触ってみよう ●海を調べる乗り物

具体的な内容 (○必須事項、●任意事項、その他提案可)
●深海の不思議 ●子供用地球探査シミュレーター

③ エピローグ

ア 展示の概要

- ・ 駿河湾のリアルタイムデータに包まれるような演出空間を形成する。
- ・ まだまだ解明されていない謎の多さ、その謎への研究者の想いを感じられる展示とする。
- ・ 本物の駿河湾を望むことで更なる探求への期待感を醸成する。

イ 共通テーマ

未だ解明されていない海洋・地球に関する謎が多くあることを知るとともに、さらなる未知への更なる探求への挑戦へのイメージを実感でき、「海が変化し続けていること」を感じることができる。

また、地球と海と生物（人）がつながりあっていること、それらが活動的であり、来館者自身がそれを意識しながら、理解しながら日々を過ごすことで、より豊かで安全な暮らしが送れることを訴求する。

7. 企画展示計画に関する基本要件

「VI 2. (1) ②企画展示」の内容に則した、様々な企画展示が開催出来るように、必要な規模及び仕様の企画展示室及び附帯諸室、建築設備、展示設備、什器・備品等を計画すること。

III 設計業務、建設業務、工事監理業務に関する要求水準

1. 基本事項

(1) 業務実施の考え方

設計業務、建設業務、工事監理業務の業務実施の考え方については、各業務の要求水準に示す。

(2) 業務の区分

① 設計業務

- ・ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ・ 設計業務に伴う報告等
- ・ 市への設計図書の提出
- ・ 建築確認・許認可等の手続
- ・ その他必要な業務

② 建設業務

- ・ 建設工事業務（着工前業務、建設期間中業務、竣工後業務、施設の引渡し業務）
- ・ 建設工事業務に伴う報告等
- ・ 展示制作及び設置業務
- ・ その他必要な業務

③ 工事監理業務

- ・ 工事監理業務
- ・ 工事監理業務に伴う報告等
- ・ その他必要な業務

(3) 対象範囲

設計業務、建設業務及び工事監理業務の対象範囲は、全施設とする。

(4) 業務の期間

業務の期間については、以下を予定している。

- ・ 設計・建設期間 : 令和3年2月～令和6年1月
- ・ 引渡し : 令和6年1月

(5) 実施体制

業務の実施に当たっては、設計業務、建設業務、工事監理業務を実施する業務責任者を配置し、市に届け出ること。

2. 設計業務

(1) 業務実施の考え方

- ・ SPC は、設計業務開始前に設計業務責任者を定め、「設計業務責任者届（設計経歴書添付）」によりその氏名及びその他必要な事項を市に通知すること。また、この者を変更した時も同様とする。
- ・ SPC は、設計業務開始前に、業務の実施体制等を記載した「設計業務計画書」、「設計事務所の経歴及び建築士法関係写し」、「協力技術者届」を市に提出し、市の承諾を受けること。展示設計に係る技術者の配置と実施体制については、必ず「設計業務計画書」に含めること。
- ・ SPC は、設計業務開始前に「設計業務工程表」を市に提出し、市の承諾を受けること。市との協議・調整期間を考慮したものとし、展示設計については、必ず「設計業務工程表」に含めること。
- ・ SPC は、市担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、業務を処理すること。
- ・ SPC は、前述した設計に係る適用基準に準拠し、基本設計及び実施設計を実施すること。ただし、適用基準に疑義が生じた場合には市と協議すること。
- ・ SPC は、東海大学との連携・協力の中で、設計業務を実施すること。
- ・ SPC は業務の詳細及び当該工事の範囲について、市担当者と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- ・ SPC は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに市担当者に設計図書を提出する等の中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。
- ・ 図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市担当者の指示を受けなければならない。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- ・ 都市計画法、建築基準法及びその他関連する法令・条例等に基づく申請などに係る諸費用は SPC 負担とする。
- ・ 市は SPC から提出を受けた設計内容に対して精査・指導を行う。また、SPC は市からの精査・指導の結果、市が要求する展示水準を満たす内容であると判断された場合、その成果物を市に提出するものとする。
- ・ 業務が完了した時は、設計業務完了届を提出し、その後、設計業務報告書及び設計図書を提出すること。

(2) 施設模型の提出

設計業務開始時に、SPC は、市民へ向けた施設紹介のための模型を作成すること。なお、模型の提出時期は市との協議による。

（3）設計図書の提出

SPC は基本設計及び実施設計完了時に次の設計図書等を市に提出し、市の承諾を受けること。

① 基本設計

基本設計完了時に市に提出する設計図書等は、資料 6「基本設計図書一覧」のとおりとする。

② 実施設計

実施設計完了時に市に提出する設計図書等は、資料 7「実施設計図書一覧」のとおりとする。

（4）建築確認申請等

SPC は、建築基準法に基づく建築確認申請等は自ら行う。建築確認申請等にあたっては、SPC は市に事前説明を行うとともに、建築確認等取得時には、市にその旨の説明を行うこと。

3. 建設業務

（1）業務実施の考え方

事業契約に定める期間内に施設の建設を行う。また、建築工事共通仕様書等関係する市の基準に基づき実施すること。その際、特に以下の点について留意し、適切な総合施工計画書を策定し、市の承諾を得ること。

- ・ 構内及び工事関係者並びに第三者の安全確保と環境保全に十分配慮すること。
- ・ 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努めること。
- ・ 建設工事期間中の電気、上下水道、燃料等に係る費用は SPC の負担とする。
- ・ 無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣住民等に周知し、作業時間に関する説明等を行うこと。
- ・ 維持管理・運営の担当者等の意見を十分に反映し、係る実施に支障のない計画とすること。なお、運営開始後、利用の視点から不具合が生じた場合には、設計に立ち返り、必要に応じて改善提案を速やかに行うこと。
- ・ SPC は、東海大学との連携・協力の中で、建設業務を実施すること。

（2）着工前業務

- ・ 建設工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施及び協力すること。また、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- ・ 着工に先立ち、近隣住民等との調整、建築準備調査及び事業内容・工事内容の説明等

を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全確保に努めること。

- SPC は、工事着手時に事業契約に定める建設業務計画書、図面、図書を市に提出し、市の承諾を受けること。
- 展示制作及び設置については、建設業務計画書に含めること。
- SPC は、建設業務責任者(現場代理人)、工事監理業務責任者（一級建築士の免許を有し、建設業法第 27 条の 18 の規定による建築工事の監理技術者資格者証及び同法第 26 条第 4 項の規定による監理技術者修了証の交付を有する専任の監理技術者）を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知し、市の承諾を受けること。また、これらの者を変更したときも同様とする。
- SPC は着工前、変更時、完成時の各時点において速やかに工事実績情報サービス入力システム (CORINS) に基づき工事カルテを作成し、市の承諾を受け、(一財)日本建築情報センターに登録する。また、SPC は同センターが発行する「工事カルテ受領書」を市へ提出する（作成登録等に伴う費用については SPC の負担とする）。

（3）建設期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び工種別の施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。また、工事施工においては、以下の点に留意すること。

- SPC は、市に対し各工事施工の事前説明を行い、市の承諾を受けること。加えて、各工事施工の事後報告を行うこと。また、市は、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
- SPC は、各工事期間中の変更項目に関して、各種申請等の変更が生じる場合には市へ報告し、承諾を受けること。
- SPC は、建築工事共通仕様書に示す書類、その他事業契約に定める書類を市に提出するとともに、定期的に市から工事施工、工事監理の状況の確認を受けること。
- 工事中の安全対策・近隣住民等への説明等は SPC において十分に行うこと。
- SPC は、建設業務報告書として「日報」、「月報」及び「年度総括書」を作成し、「月報」については業務を行った翌月 14 日までに、「年度総括書」については当該年度の最終月の翌月 14 日までに市に提出すること。また、「日報」については、SPC にて保管し、市の要請に応じて提出すること。
- 工事完成時には建築工事共通仕様書等に基づく完成書類、その他事業契約に定める書類を準備し、現場で市の確認を受けること。

（4）竣工後業務

- SPC は、建設工事を完成したときは、その旨を市の定める様式により市に通知し、建築工事共通仕様書に示す書類、その他事業契約に定める書類を市に提出し、市の承諾

を受けること。

- 市は、SPC からの建設工事完成の通知を受け、SPC の立会いのもと、事業契約に定めるところにより、建設工事の完成を確認するための検査（以下、「完成検査」という）を実施する。
- SPC は、工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補を行い、再度市の検査を受けること。
- 市は、完成検査の結果を合格とする場合、SPC に対してその旨の通知を行うものとする。
- SPC は「官庁営繕部における平成 15 年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」により、工事完成時において「測定対称化学物質」ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、分析結果を市に提出すること（検査方法は「官庁営繕部における平成 15 年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」による方法、判定基準は厚生労働省指針値による）。また、分析期間、測定機器については国土交通省住宅局「ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン用パッシブ採取機器（サンプラー）一覧表」による（平成 20 年 7 月 1 日改訂版）。
- 測定箇所については市と協議の上決定すること。
- その他、必要な手続業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

（5）施設の引渡し業務

SPC は、市から施設の完成検査合格の通知を受けた場合、引渡し予定日に施設及び完成図書を市に引き渡すこと。

また、引渡し時に市に提出する完成図書は、資料 8 「完成図書一覧」に示すとおりとする。

4. 工事監理業務

（1）業務実施の考え方

- SPC は、工事監理業務開始前に工事監理業務責任者（一級建築士の免許を有し、建設業法第 27 条の 18 の規定による建築工事の監理技術者資格者証及び同法第 26 条第 4 項の規定による監理技術者修了証の交付を有する専任の監理技術者）を定め、その氏名その他必要な事項を市に通知し、市の承諾を受けること。また、これらの者を変更したときも同様とする。
- SPC は工事監理業務開始前に、工事管理業務計画書を市に提出し、市の承諾を受けること。
- 工事監理委託業務の内容は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」に示された業務と

する。

- ・ 建設工事完了後、各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がないことを確認すること。

(2) 工事監理報告書の提出

工事監理責任者は、建設期間中及び建設工事完了後、市に以下の書類を遅滞なく提出すること。

① 建設期間中の提出書類

工事監理責任者は、工事監理業務報告書として「月報」及び「年度総括書」を作成し、市に提出すること。「月報」については業務を行った翌月 14 日までに、「年度総括書」については当該年度の最終月の翌月 14 日までに市に提出すること。また、市の要請があったときには随時報告を行うこと。

② 完成時の提出書類

- ・ 建築士法第 20 条第 3 項の規定による工事監理報告書

IV 開業準備業務に関する要求水準

1. 基本事項

(1) 業務実施の考え方

SPC 及び東海大学は、本施設の開館が円滑かつ効果的に遂行できるよう必要な準備業務に取り組むものとする。

市は SPC の有するプロモーション能力や企画力により、利用者の本施設に対するイメージや価値を高めるとともに、開館が広く周知されることにより、開館時に多くの来館者で賑わうことを期待している。

(2) 業務の区分及び期間

開業準備業務の区分及び期間は、以下に定めるとおりとする。

区分	業務名	引渡し前後における実施の有無	
		引渡し前	引渡し後
SPC 自らが 実施する業務	開業準備統括管理業務	○	○
	事前広報業務	※	○
	維持管理・運営業務（SPC 自らが 実施する業務）の事前準備業務	※	○
	開業準備に係る維持管理業務	—	○
	開館式典等開催業務	—	○
東海大学が 実施する業務	維持管理・運営業務（東海大学が 実施する業務）の事前準備業務	○	○
	開業準備に係る維持管理業務	—	○

※ 実施の有無については、民間事業者の提案による。

SPC 実施分及び東海大学実施分の各業務を実施する期間は以下を想定するが、具体的な実施期間及び市からのサービス購入料の支払計画等は民間事業者の提案による。

年度	引渡し前			引渡し後
	～令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
SPC 実施		開業準備統括管理業務		
		事前広報業務、維持管理・運営業務の事前準備業務		
		開業準備に係る維持管理業務、開館式典等開催業務		
東海 大学 実施		維持管理・運営業務の事前準備業務		
		開業準備に係る維持管理業務		

※実線は業務の実施期間を示す。

※破線は業務の実施が想定される期間を示すが、実施期間は民間事業者の提案に委ねる。

(3) 業務計画書の作成・提出

SPC は、開業準備業務実施にあたり、要求水準書及び事業提案書をもとに、市、東海大学と「開業準備業務計画策定調整会議（仮称）」を実施し、協議の上、開業準備業務計画書を作成すること。なお、SPC は、同会議の開催調整、会議録の作成等を行うこと。

「開業準備業務計画策定調整会議（仮称）」における協議を踏まえ、SPC は、業務開始 1か月前までに市に「開業準備業務計画書（東海大学が実施する開業準備業務分を含む）」を提出し、承認を受けること。

(4) 業務報告書の作成・提出

SPC は、開業準備業務に関する「月報」、「四半期総括書」及び「年度総括書」を業務報告書として作成し、「月報」については業務を行った翌月 14 日までに、「四半期総括書」については当該期の最終月の翌月 14 日までに、「年度総括書」については当該年度の最終月の翌月末日までに市に提出すること。（東海大学が実施する業務分の業務報告書については、SPC が取りまとめた上で本事業全体としての開業準備業務報告書として提出すること）。

また、東海大学は、東海大学が実施する開業準備業務に関する「月報」、「四半期総括書」及び「年度総括書」を作成し、「月報」については業務を行った翌月 8 日までに、「四半期総括書」については当該期の最終月の翌月 8 日までに、「年度総括書」については当該年度の最終月の翌月 SPC が指定する日までに SPC に提出すること。

2. SPC 自らが実施する業務

(1) 開業準備統括管理業務

① 業務内容

設計・建設段階から実施する開業準備業務について、本施設の設置主体である市や、東海大学・JAMSTEC をはじめとする外部の連携先と調整を行いながら、本施設の開業準備全体を管理する。

業務に当たっては統括管理責任者を配置すること。

② 要求水準

- ・ 書類の提出等を含め、統括管理責任者が外部の連携先、市との窓口の中心的な役割を果たすこと。
- ・ 市職員・東海大業務従事者との連携を図ること。
- ・ 設計・建設段階においては、設計業務、建設業務及び工事監理業務の業務責任者との連携を図り、設計・建設・工事監理業務を把握しながら、開業準備統括管理業務を実施すること。

(2) 事前広報業務

① 業務内容

SPCは、事前に本施設の開館をより多くの人にPRするとともに、開館後の集客につながる広報活動を行う。

② 要求水準

- ・ 本施設の開館を事前周知するための各種PR業務を行うこと。その方法については、パンフレット等の作成、一般メディア等への記事掲載・広告掲載、ホームページの作成、市広報等への記事掲載、説明会等の開催、内覧会等の開催が想定されるが、これには限らないものとする。
- ・ パンフレット等の作成、一般メディア等への記事掲載・広告掲載等、SPC主体で実施する広報業務については、そのデザインや作成部数、作成時期、実施方法等について提案するとともに、契約後、市と協議を行うこと。なお、市を利用して配布可能な場所として、市立小・中学校及び同高等学校並びにその児童・生徒、市役所、区役所、観光案内所、市が設置する美術館・博物館・動物園等の公共施設等が考えられる。
- ・ ホームページの作成については、開館後、施設のホームページとするものについて、事前開設するイメージで考えている。なお、ホームページ及び館内ネットワークは静岡市役所内ネットワークとは別の場所に構築し、静岡市の経済局海洋文化都市推進本部関連ページから外部リンクで接続することを基本とする。
- ・ 市広報等への記事掲載については、月1回発行される「広報しずおか『静岡気分』」上の掲載を基本とするが、市の各種施策・事業を掲載することから必ずしも掲載の希望には添えられないため、留意すること。また、掲載希望等については、市と協議を行うこと。

③ 特記事項

具体的な実施内容は、「VI 2. (4) 広報・誘客促進業務」も参照し、民間事業者の提案による。

(3) 維持管理・運営業務（SPC自らが実施する業務）の事前準備業務

① 業務内容

開館後に維持管理・運営業務（SPC自らが実施する業務）の円滑に実施できるように、業務従事者の雇用、教育・研修、その他必要な準備を行う。

② 要求水準

- ・ 「V 1. (6) 業務計画書の作成・提出及び(9)マニュアル等の作成・提出」並び

に「VI 1. (6) 業務計画書の作成・提出及び(8)マニュアル等の作成・提出」に示す業務計画書及びマニュアル等を作成した上で、業務従事者に対して、指導教育を行い、業務内容の習熟を図る。

- ・開館後の実施体制を踏まえた従事者の雇用計画について、契約後速やかに提出する。雇用計画においては、雇用形態や資格・従事経験等の雇用条件が分かるようにすること。
- ・「VI 2. (2) ⑥ボランティア活動」に記載のとおり、本施設においては運営期間中にボランティア活動を実施することとしている。そのため、開館後のボランティア活動を踏まえ、開館前からボランティア組織を構築し、事務局を設置するとともに、募集、管理、研修等の業務を行うこと。
- ・その他、具体的な内容・方法は民間事業者の提案による。

(4) 開業準備に係る維持管理業務

本施設の引渡しから供用開始までの間に「V 1. 基本事項及び2. SPC 自らが実施する業務に関する要求水準」に準じて、必要となる維持管理を行うこと。

(5) 開館式典等開催業務

① 開館式典及び内覧会

ア 業務内容

記念式典及びセレモニー（テープカット及びくす球イベント等を含む）を企画し、実施する。

イ 要求水準

- ・内容については民間事業者の提案とするが、事前に企画案を市に提出し、市の承認を得た上で実施すること。
- ・招待者の選定については市の指示に従うこと。
- ・内覧会は開館式典に併せて実施すること。（内覧会には招待者以外の市民を別途招待することも可能とするその際の人数等については市に事前に協議を行うこと）。
- ・内覧会では、施設内の各所にスタッフを配置し、施設の説明を行うとともに、安全管理及び誘導を行うこと。また、効果を高めるために、利用体験やデモンストレーション等を実施すること。

② 開館記念イベント

ア 業務内容

開館式典及び内覧会の実施の後、招待者でない市民も参加できる開館記念イベントを実施する。

イ 要求水準

- ・ 内容については民間事業者の提案とするが、本施設にふさわしいイベントを企画・実施すること。
- ・ 事前に企画案・実施計画等を市に提出し、市の承認を得た上で実施すること。

3. 東海大学が実施する業務

(1) 維持管理・運営業務（東海大学が実施する業務）の事前準備業務

① 業務内容

東海大学は、運営期間中の飼育設備保守管理業務及び生物等管理業務を円滑に実施するために、設計・建設期間より東海大学海洋科学博物館内において本施設のバックヤードとして用いる展示生物飼育施設を設置するとともに、展示生物採集・展示生物飼育業務等を行う。

また、開館後に維持管理・運営業務（東海大学が実施する業務）の円滑に実施できるように、業務従事者の雇用、教育・研修、その他必要な準備を行う。

② 要求水準

- ・ 「V 1. (6) 業務計画書の作成・提出及び(9) マニュアル等の作成・提出」並びに「VI 1. (6) 業務計画書の作成・提出及び(8) マニュアル等の作成・提出」に示す業務計画書及びマニュアル等を作成した上で、業務従事者に対して、指導教育を行い、業務内容の習熟を図る。
- ・ 開館後の実施体制を踏まえた従事者の雇用計画について、契約後速やかに提出する。雇用計画においては、雇用形態や資格・従事経験等の雇用条件が分かるようにすること。
- ・ 展示生物採集・展示生物飼育業務等については、「VI 4. (1) 生物等管理業務」に準じて、必要な業務を実施すること。

(2) 開業準備に係る維持管理業務

本施設の引渡しから供用開始までの間に「V 1. 基本文項及び3. 東海大学が実施する業務に関する要求水準」に準じて、必要となる維持管理（東海大学が実施する業務）を行うこと。

V 維持管理業務に関する要求水準

1. 基本事項

(1) 業務実施の考え方

維持管理業務は、契約日から事業期間終了までの間、要求水準書、事業契約書及び事業契約締結後にSPCが自ら作成する維持管理業務計画書に従い、施設等の初期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質・水準等を保持するよう実施すること。

(2) 業務の区分

維持管理業務の区分は、以下に定めるとおりとする。

区分	業務名
SPCが自ら実施する業務	建築物保守管理業務
	建築設備保守管理業務
	特殊機材・展示物保守管理業務
	什器・備品等保守管理業務（SPC実施分）
	植栽・外構保守管理業務
	清掃業務（SPC実施分）
	環境衛生管理業務
	警備業務
東海大学が実施する業務	飼育設備保守管理業務
	什器・備品等保守管理業務（東海大学実施分）
	清掃業務（東海大学実施分）

(3) 業務の対象範囲

維持管理業務の対象範囲は、以下のとおりである。詳細は、各業務に関する要求水準を参照すること。

区分	業務名	対象範囲
SPC	建築物保守管理業務	事業用地内に整備される建築物全て
自らが実施する業務	建築設備保守管理業務	事業用地内に整備される建築設備全て（ただし飼育設備保守管理業務の業務対象となる飼育設備等に該当するものを除く）
	特殊機材・展示物保守管理業務	SPCが設置した機器、展示物等の全てとする（ただし、飼育設備保守管理業務の業務対象となる飼育設備等（水槽含む）及び生物等管理業

区分	業務名	対象範囲
東海大学 が実施 する業務		務の業務対象となる生物等に該当するものを除く)
	什器・備品等保守管理業務 (SPC 実施分)	SPC が実施する業務において必要となる什器・備品等全て(ただし、東海大学が実施する業務において必要となる什器・備品等を除く)
	植栽・外構保守管理業務	事業用地内に整備される植栽及び外構等の全て
	清掃業務 (SPC 実施分)	飼育設備保守管理業務及び生物等管理業務に伴って東海大学が管轄する範囲以外の事業用地内及び事業用地内施設全て(ただし、SPC が実施する業務に伴って生じる清掃を除く)
	環境衛生管理業務	事業用地内及び事業用地内施設全て(ただし、飼育設備保守管理業務の業務対象となる飼育設備等(水槽含む)に係る点検・清掃を除く)
	警備業務	事業用地内及び事業用地内施設全て
東海大学 が実施 する業務	飼育設備保守管理業務	本事業により整備される飼育設備等全て
	什器・備品等保守管理業務 (東海大学実施分)	東海大学が実施する業務において必要となる什器・備品等全て
	清掃業務 (東海大学実施分)	飼育設備保守管理業務及び生物等管理業務に伴い東海大学が管轄する範囲

(4) 業務の期間

令和 6 年 3 月～令和 20 年 3 月

(5) 実施体制

維持管理業務責任者を選任し、履行体制とともに市に報告すること。その際には、円滑な維持管理を担保するため可能な限り資格要件について提案することとする。同責任者には、業務従事者との連絡調整を行わせるものとする。なお、法令等により資格を必要とする場合には、有資格者を配置すること。

必要に応じて統括管理責任者、東海大学と連携を図ること。

維持管理業務従事者の名簿を、業務開始の 1 か月前までに市に提出すること。業務従事者はふさわしい服装及び装備をし、維持管理等を行うこととする。

(6) 業務計画書の作成・提出

SPC は、維持管理業務の実施に先立ち、供用開始初年度は供用開始 3 ヶ月前、供用開始

次年度以降は当該事業年度が開始する 3 か月前を目途に、市、東海大学と「年度業務計画策定調整会議（仮称）」を実施し、市、東海大学との協議の上で、実施体制、実施内容、実施工程等必要な事項を記載した「年度維持管理業務計画書」を作成すること。なお、供用開始初年度においては、本書及び提案書を基に市、東海大学との協議の上で、実施体制、実施内容、実施工程等必要な事項を記載した「維持管理業務計画書」を作成すること。

SPC は、同会議実施にあたって「年度維持管理業務計画書（SPC 案）」及び供用開始初年度においては「維持管理業務計画書（SPC 案）」をあらかじめ作成するとともに、同会議の開催調整、会議録の作成等を行うこと。

また、東海大学は、同会議実施にあたって東海大学が実施する業務を中心とした「年度維持管理業務計画書（東海大学案）」及び供用開始初年度においては「維持管理業務計画書（東海大学案）」をあらかじめ作成するとともに、年度業務計画策定調整会議における協議等に協力すること。

上記「年度業務計画策定調整会議（仮称）」における協議結果を踏まえ、供用開始初年度は供用開始 1 か月前、供用開始次年度以降は当該事業年度が開始する 1 か月前までに、市・東海大学との事前調整を踏まえた「年度維持管理業務計画書（東海大学が実施する飼育設備保守管理業務分を含む）」を市に提出し、市の承諾を受けること。なお、供用開始初年度においては、市・東海大学との事前調整を踏まえた「維持管理業務計画書（東海大学が実施する飼育設備保守管理業務分を含む）」を市に提出すること。

なお、「年度維持管理業務計画書」を変更する場合には原則として 1 か月前までに市に提出すること。

（7）業務報告書の作成・提出

SPC は、維持管理業務報告書として「日報」、「月報」、「四半期総括書」及び「年度総括書」を作成し、「月報」については業務を行った翌月 14 日までに、「四半期総括書」については当該期の最終月の翌月 14 日までに、「年度総括書」については業務を行った翌年度の 6 月末までに市に提出すること（東海大学が実施する飼育設備保守管理業務分の業務報告書については、SPC が取りまとめた上で本事業全体としての維持管理業務報告書として提出すること）。また、「日報」については、SPC にて保管し、市の要請に応じて提出すること。

また、東海大学は、SPC による内容確認を踏まえて、SPC が市に維持管理業務報告書を提出することを踏まえ、飼育設備保守管理業務に関する「日報」、「月報」、「四半期総括書」及び「年度総括書」を作成し、「月報」については業務を行った翌月 8 日までに、「四半期総括書」については当該期の最終月の翌月 8 日までに、「年度総括書」については業務を行った翌年度の 5 月末までに SPC に提出すること。「日報」については、東海大学にて保管し、市又は SPC の要請に応じて提出すること。

なお、維持業務報告書については、運営業務報告書と共通とすることを認める。

(8) 施設管理台帳の作成

施設管理台帳を整備・保管し、市の要請に応じて提示すること。

(9) マニュアル等の作成・提出

SPC は、業務ごとに維持管理マニュアル、機器等の操作マニュアル、危機管理マニュアル等、必要なマニュアルを作成し、市の承認を得た上で、従事者等に周知徹底を図ること。

また、東海大学は、東海大学が実施する飼育設備保守管理業務に関するマニュアル等の作成にあたって、必要な協力等を行うこと。東海大学が作成した飼育設備保守管理業務に関するマニュアルについては、SPC が取りまとめた上で本事業全体としての維持管理業務マニュアルとして提出すること。

なお、SPC が市の承認を受けた後にマニュアルを変更する場合は、市と協議を行い市の承認を得ること。

(10) 光熱水費等の負担区分

維持管理業務に係る光熱水費並びに必要な資機材及び消耗部品等は、SPC の負担とする。

ただし、東海大学が実施する業務に係る光熱水費並びに必要な資機材及び消耗部品等は、東海大学の負担とする。

なお、光熱水費の負担額は、子メーターを設置し使用量を計測し、これに基づいて算定する。

(11) 事故等発生時の対応

事故等の発生時や緊急対応が必要となった場合は、「VI 1. (10) 非常時の対応」により定めた対応マニュアルに基づき、直ちに必要な措置を講ずるとともに市及び関係機関に報告すること。

(12) 点検及び故障等への対応

- ・ 点検（法令点検を含む。）及び故障等への対応は、「年度維持管理業務計画書」に従つて速やかに実施すること。
- ・ 施設の修繕記録、設備の運転・点検記録を行うこと。
- ・ 施設が要求水準を満たしていない場合及び故障を発見した場合は、速やかに市に報告するとともに必要な措置を講ずること。なお、軽微なものについては、後日、運転・点検記録の提出をもって報告にかえることができる。
- ・ 運転時間の調整が必要な設備に関しては、市と協議して運転期間・時間等を決定すること。
- ・ 点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、適切な方法により

対応すること。

- ・ 修繕等において設計図書の記載内容に変更が生じた場合は、都度 CAD データに変更箇所を反映させて、最新の施設状態を共有・管理すること。
- ・ 高所作業等の危険伴う作業については安全対策を確実に行い、事故のないよう実施すること。

2. SPC 自らが実施する業務に関する要求水準

(1) 建築物保守管理業務

① 業務対象

事業用地内に整備される建築物全てとする。

② 業務内容

SPC は、施設の建築物各部の点検、保守、更新、修繕を実施することで、建築物の機能及び性能を維持し、事業用地及び施設における円滑な公共サービスの提供及び利用者の安全かつ快適な利用を実現する。

③ 要求水準

- 法令で定められた検査・点検を実施すること。
- 部材の劣化等の診断を行うこと。
- 部材の修理・修繕等を実施すること。
- 事業期間中に発生する全ての更新、修繕を実施すること。
- 結露やカビ、腐食の発生を防止すること。
- 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つこと。
- 施設内外の通行等の維持により、利用者の利用状況を維持すること。
- 重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に備えること。
- 建築物の点検記録及び修繕・事故記録等を正しく記録すること。
- 点検記録及び修繕・事故記録等は、全て電子データ化し、事業期間中保管すること。

(2) 建築設備保守管理業務

① 業務対象

事業用地内に整備される建築設備全て（ただし、東海大学が実施する飼育設備保守管理業務の業務対象となる飼育設備等に該当するものを除く）とする。

【対象となる建築設備（想定）】

電気設備	照明設備、動力設備、受変電設備、情報通信設備、コンセント設備、非常用自家発電設備、放送設備、防災設備、機械警備設備
機械設備	空調設備、換気設備、排煙設備、給水設備、給湯設備、衛生器具設備、ガス設備、消防設備、昇降機設備等
海水供給設備	海水供給設備、処理設備、貯留槽 等
その他民間事業者の提案による建築設備	

② 業務内容

本事業により整備される本施設の電気設備、機械設備等の建築設備について、適正かつ効率よく運転・監視する。

また、日常点検、法定点検、定期点検を行うとともに、点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合には、補修、交換、分解整備など適切な方法により対応することで、施設の性能及び機能を維持し、円滑な公共サービスの提供及び利用者の安全かつ快適な利用を実現する。

なお、SPCは、業務に伴う消耗品購入も行う。

ア 運転・監視

- ・ 業務計画に基づき、建築設備について、各施設・部屋の用途、気候の変化、利用者の快適性、省エネルギー性等を考慮し、適正な方法によって効率よく運転するとともに、その運転状況を監視する。

イ 点検業務

- ・ 各設備の関連法令の定めによる法令点検を実施する。また、各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、定期的な点検を実施する。
- ・ 点検による設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、また何らかの悪影響が及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応する。

ウ 劣化等への対応

- ・ 劣化等について調査・診断・判定を行い、劣化等が明らかになった場合、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応する。

エ 修繕業務

- ・ 業務計画に基づき、修繕業務を実施する。

オ その他

- ・ 建築設備の運転・点検整備の記録として、運転日誌、点検記録及び修繕・事故記録等を作成し、これを保管する。
- ・ 建築設備に係る法定の各種届出許認可申請を実施する。
- ・ また、これら記録を基に必要に応じて管理台帳の追加・修正を行う。

③ 要求水準

ア 共通

- ・ 全ての建築設備が、機能及び性能を保持し、常に正常な状態にあり、損傷、腐食、振動、異音、漏電、漏水、油の漏れ、その他の欠陥がなく完全に機能するよう維持するとともに、正常な状態で運転し、また、これを監視し異常が発生した場合には迅速に対処すること。法定の点検、調査及び検査は、最新の規定に従い実施すること。
- ・ 特殊な部品等は備蓄すること。
- ・ 建築設備の運転記録、点検記録及び修繕・事故記録等を正しく記録すること。
- ・ 運転日誌、点検記録及び修繕・事故記録等は、全て電子データ化し、事業期間中保管すること。

イ 電気設備

a. 照明設備

- ・ 非常照明を含む全ての照明、コンセント等が民間事業者により想定された性能を保ち、正常に機能すること。
- ・ 損傷、腐食、その他の欠陥がないよう維持し、必要に応じて更新すること。

b. 動力設備、受変電設備、自家発電設備

- ・ 全ての設備が正常な状態にあり、漏電、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく、完全に作動すること。
- ・ 識別が必要な機器については、常に識別可能な状態にあること。

c. 情報通信設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ受信設備、火災報知設備

- ・ 全ての設備が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に作動すること。

ウ 機械設備

a. 空調設備、換気設備

- ・ 全ての空調・換気設備が、振動、音響、温湿度、異臭、圧力等の異常がなく、正常に作動し、温度・湿度等に基づき正しく運転・調整すること。
- ・ 全ての空調・換気設備の外部清掃・内部清掃を定期的に行い、清潔かつ衛生的な状態が保持されていること。

b. 納排水設備

(a) 納湯・納水設備

- ・ 全ての配管、温水器、貯蔵タンク、ヒーター、ポンプ、バルブ、蛇口、その他の機器がしっかりと固定され、空気・水の漏れが一切なく、清潔な状態を維持すること。
- ・ 全ての制御装置が機能し、効率を最大にしながら正しく調整されていること。

(b) 排水設備

- ・ 全ての溝、排水パイプ、汚水管、排水管、下水溝、ごみトラップなどは、つまり、たわみ、漏れがなく、腐食していないこと。
- ・ 全ての排水が障害物に邪魔されずスムーズに流れ、ごみトラップに悪臭がないよう維持すること。

(c) 消火栓等消防用設備

- ・ 全ての消防用設備等が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に機能するよう維持されていること。
- ・ サービスの提供に支障を及ぼすことなく、かつ、施設利用者が安全、快適に施設を利用できるような状態が維持されていること。

c. 熱源・給油設備

- ・ 熱源・給湯設備の配管がしっかりと固定され、完全に漏れがないこと。
- ・ 全ての安全装置と警報装置が完全に機能すること。

d. 昇降機設備

- ・ 昇降機が正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がなく完全に機能するよう維持されていること。
- ・ サービスの提供に支障を及ぼすことなく、かつ、施設利用者が安全、快適に施設を利用できるような状態が維持されていること。

④ 特記事項

業務の実施にあたっては、飼育設備保守管理業務を担当する東海大学と緊密に連携しながら、円滑な業務実施に努めること。

(3) 特殊機材・展示物等保守管理業務

① 業務対象

SPC が設置した機器、展示物等の全てとする（ただし、東海大学が実施する飼育設備保守管理業務の業務対象となる飼育設備等（水槽含む）及び生物等管理業務の業務対象となる生物等に該当するものを除く）。

② 業務内容

映像機材、展示物は、開館時間中常時使用する機材であり、そのために不具合発生による支障も大きいことから、常に正常に作動するよう保守管理業務を行うものとする。

開館時間前に各機器の点検を行い、不具合が発見された場合には迅速に対応し、補修、部品交換、分解整備等適切な方法により措置を行うものとする。もし、開館前に正常な復旧ができない場合には市に報告の上、可能な限り早急な復旧を目指す。さらに、復旧までの間、利用者に対して十分な周知を行う。

③ 要求水準

ア 共通

- ・ 全ての特殊機材・展示物が、機能及び性能を保持し、常に正常な状態にあり、損傷、異音、その他の欠陥がなく完全に機能するよう維持するとともに、異常が発生した場合には迅速に対処すること。
- ・ 特殊な部品等は備蓄すること。
- ・ 点検・検査を実施すること。
- ・ 運用記録、点検記録及び修繕記録等を正しく記録すること。
- ・ 運用日誌、点検記録及び修繕記録等は、全て電子データ化し、事業期間中保管すること。

イ 映像機材

- ・ 業務計画に基づき、定期点検を行い、総合的な動作確認を行うとともに、本体及び操作卓の清掃についてもしっかりと行う。
- ・ 通常の保守管理業務は、開館前に主電源を入れた後、適切に稼働するかの確認・点検を行う。

ウ 展示物

- ・ 業務計画に基づく、定期点検を行い、総合的な動作確認を行うとともに、必要に応じて分解するなどの清掃を行う。特に展示物は、利用者が手を触れる機会が極めて多いため、通常の清掃も入念に行う。
- ・ 毎日の保守管理業務は、適切に稼働するかの確認・点検を行う。
- ・ 特に、電球切れや制御機器の不備は、利用者に対して不満足な印象を与えるので留意すること。異常音などを発する場合は、原因を追究し適切な処置を行うものとする。
- ・ 展示物に対していたずらや破損が見つかった場合には、早急に対処し原状に復旧すること。

- ・ 展示物のメンテナンスについては、年度維持管理業務計画書に含めること。メンテナンスに当たっては、具体的なメンテナンス計画を立案することを基本とし、市・東海大学との協議に基づき、実施すること。

エ ハンズオン機器

- ・ 開館前に適切かつ安全に稼働するかの確認・点検を行うとともに、本体の清掃をしっかりと行う。
- ・ 故障に備え、予備を確保する。

④ 特記事項

- ・ 業務の実施にあたっては、館内の各部門及び東海大学と緊密に連携しながら、円滑な業務実施に努めること。

(4) 什器・備品等保守管理業務（SPC 実施分）

① 業務対象

SPC が保守管理の主体となっている什器・備品等全てとする。

② 業務内容

調達する什器・備品等の品質を維持するための適切な点検、保全、修繕を行う。

③ 要求水準

- ・ 施設の管理運営に必要な什器・備品等を適宜整備し、保守管理を行うとともに、不具合の生じた什器・備品等については、隨時、修繕、更新等を行うこと。
- ・ 各備品について諸機能を常に業務の支障のない良好な状態に保つこと。また、品質を維持するため、必要に応じて部分的な買い換えも行うこと。
- ・ 特殊な備品等は備蓄すること。
- ・ 施設の備品について、備品台帳を整備し、備品の管理を確実に行うこと（東海大学が作成した備品台帳については、SPC が取りまとめた上で本事業全体としての備品台帳として整備すること）。備品台帳に記載する事項は、品名、金額、数量を含むものとし、詳細については市と協議を行い定めること。
- ・ 点検記録及び修繕記録等を正しく記録すること。
- ・ 整備台帳、点検記録及び修繕記録等は、全て電子データ化し、事業期間中保管すること。

④ 特記事項

- ・ 施設の管理運営に必要な消耗品を適宜購入し、保守管理を行うこと。

- ・ 不具合の生じた消耗品については、隨時更新を行うこと。

(5) 植栽・外構保守管理業務

① 業務対象

事業用地内に整備される植栽及び外構等の全てを対象とする。

② 業務内容

整備する植栽・外構等の品質を維持するために必要な植栽の剪定等及び外構等の点検、保全、修繕を行う。

③ 要求水準

ア 植栽等

- ・ 植栽は整然としていて、適切な水準に保たれていること。
- ・ 風等により倒木するおそれがないこと。
- ・ 枝等が散乱していないこと。
- ・ 枝枯れがないこと。
- ・ 適切な背丈であること。
- ・ 薬剤散布又は化学肥料の使用にあたっては、関連法令を遵守し、事前に市に連絡の上、環境等に充分配慮して実施すること。

イ 外構等

- ・ 外構等の美観・安全を保ち、年間を通じて全ての施設利用者が安全に利用できること。
- ・ フェンス等は破損、転倒の危険がなく、良好な外観を保持していること。
- ・ 舗装は施設利用者が安全に利用できること。
- ・ 舗装は良好な排水性能が確保されていること。
- ・ 排水施設が適切に機能すること。
- ・ その他全ての作業は、関連法規に従って行うこと。

(6) 清掃業務（SPC 実施分）

① 業務対象

事業用地内及び事業用地内施設全てとする（東海大学が実施する業務である飼育設備保守管理業務及び生物等管理業務に伴って東海大学が管轄する範囲を除くが、SPC に起因する場合についてはこの限りでない）。

② 業務内容

業務対象範囲の環境・衛生を維持し、ミュージアムとして快適な空間を保つなど、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるよう清掃業務を行うこと。

作業実施にあたり、建物、備品等を損傷させないよう留意すること。

ア 日常清掃業務

施設全般について日常的に清掃を行い、施設、設備、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。また、消耗品は常に補充された状態にすること。

イ 定期清掃業務

日常清掃では実施しにくい清掃等を確実に行うため、定期的に清掃を行うこと。

ウ その他

日常清掃及び定期清掃の他にも必要に応じて清掃を実施し、施設の良好な環境衛生、美観維持に努めること。作業実施にあたり、建物、備品等を損傷させた場合、又は破損箇所を発見した場合には、必ず市に連絡し、指示を受けること。

③ 要求水準

ア 共通

- 目に見える埃、土、砂、ごみ、汚れがない状態を維持し、見た目にも心地よく、衛生的な状態を保つこと。
- 清掃は、できる限り運営の妨げにならないように実施すること。
- 展示室については乾式清掃を基本とし、洗剤等を使用する場合は有害物質を発生しないものとすること。また、埃の発生しない清掃道具を使用すること。
- 個別箇所ごとに日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、清掃箇所の状況を踏まえ、要求水準を満たすこと。
- 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。
- 業務の実施に必要な電気及び水道は節約に努めること。
- 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。

イ 日常清掃業務

a. 床

- 床仕上げに応じた適切な方法により埃、土、砂、ごみ、汚れ、シミ等を落とし、清潔な状態に保つこと。

b. ゴミ箱等

- ・ 開館前までには内容物が全て空の状態になっており、汚れが付着していない状態にすること。

c. トイレ（洗面台等含む）

- ・ 衛生陶器類は適切な方法により清潔な状況に保つこと。
- ・ トイレットペーパー、消毒用品等の消耗品は常に補充しておくこと。
- ・ 間仕切りは落書き、破損がない状態に保つこと。
- ・ 洗面台は常に水垢の付着や汚れがない状態に保つこと。

d. その他

- ・ 清掃箇所の用途・性能、仕上げ等を踏まえ、個別箇所ごとに最適な日常清掃方法に基づき、常に清潔な状態に保つこと。

ウ 定期清掃業務

a. 壁・天井

- ・ 定期的に清掃し、表面全体の埃、シミ、汚れ等を落とし、清潔な状態に保つこと。

b. 什器・備品

- ・ 定期的に清掃し、埃や目に見える土や汚れがない状態に保つこと。

c. 照明器具、時計、換気口等

- ・ 定期的に清掃を行い、埃、土、汚れを落とし、適正に機能する状態に保つこと。

d. 窓枠、窓ガラス

- ・ 定期的に清掃を行い、汚れのない状態に保つこと。

e. その他

- ・ 清掃箇所の用途・性能、仕上げ等を踏まえ、個別箇所ごとに最適な定期清掃方法に基づき、常に清潔な状態に保つこと。

エ その他

a. 清掃用具・衛生消耗品等の負担

- ・ 清掃用器具、洗剤等の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品の補充は、全てSPCの負担とする。

b. 資機材等の保管

- ・ 資機材及び衛生消耗品は、計画書に示された場所に整理し、保管すること。

c. ごみの収集・集積

- ・ 本施設で発生した廃棄物は、事業系廃棄物として、市の処理基準に照らして排出者により適切に処理すること。事業系ごみについてはSPCによる一括処理すること。

④ 特記事項

ア 作業時間及び作業日

- ・ 来館者の利用に供する部分の作業は原則として閉館時間に行うこと（トイレを除く）。ただし、開館時間中に汚れを発見した場合については、適宜対応すること。
- ・ 日常清掃は休館日を除いて毎日実施すること。
- ・ 定期清掃の実施日等の決定にあたっては、事前に市・東海大学と協議すること。

イ 体制

- ・ 業務遂行上、必要な人員を配置すること。

ウ 留意事項

- ・ 業務にあたっては、市の業務及び来館者の妨げにならないよう注意すること。
- ・ 定められた清掃以外の清掃等を行う場合、事前に市に届け出ること。

（7）環境衛生管理業務

① 業務対象

事業用地内及び事業用地内施設全てを対象とする（ただし、東海大学が実施する飼育設備保守管理業務の業務対象となる飼育設備等（水槽含む）に係る点検・清掃を除く）。

② 業務内容

業務計画に基づき、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下、「建築物衛生法」という）に基づく空気環境測定、各種点検・検査、防虫防鼠を行う。

- ・ 空気環境測定
- ・ 給排水・衛生設備点検（東海大学が実施する飼育設備の点検を除く）
- ・ 貯水槽点検（東海大学が実施する飼育設備の点検を除く）
- ・ 飲料水水質検査
- ・ 排水処理槽等清掃実施（東海大学が実施する飼育設備の清掃を除く） 等

③ 要求水準

- ・ SPC は、建築物衛生法に規定される「建築物環境衛生管理基準」に従い本施設の環境衛生管理を行う。
- ・ 建築物衛生法に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、業務を実施すること。
- ・ 本業務は、「建築保全業務共通仕様書」の最新版に基づき実施すること。
- ・ SPC は、その他法律、条例に定める測定・点検等を実施すること。
- ・ 測定等を実施した場合は、実施記録等を作成し、市に報告すること。
- ・ 環境衛生管理に係る点検を正しく記録すること。

- ・ 点検記録、整備・事故記録は、全て電子データ化し、事業期間中保管すること。

④ 特記事項

- ・ 東海大学が実施する飼育設備等に係る点検・清掃との業務調整・連携等を適宜実施すること。

(8) 警備業務

① 業務対象

事業用地内及び事業用地内施設全てを対象とする。

② 業務内容

施設の秩序を維持し、災害、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、本施設における各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として施設の警備を行う。

また、常設展示における重要な展示物や企画展示における展示物について、盗難やいたずら、破損などの行為に対する防犯対策を行う。

具体的には、機械警備等を実施する。

③ 要求水準

ア 共通

- ・ 施設の用途、規模、開館時間、利用状況等を勘案して適切な業務計画を立て、犯罪・災害等の未然防止に努めること。
- ・ 「警備業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等関連法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。
- ・ 催事、イベント時の警備については、主催者と事前に打合せを行い警備範囲の内容を確認すること。
- ・ 施設の混雑状況を監視カメラ等で絶えず把握し、最大滞留者数を超えた場合、ポスト位置を変更するなど状況判断を行い、混雑時の対応に努めること。

イ 有人警備

- ・ 業務従事者の勤務時間内（本施設の開館時及びその前後）においては、業務従事者は、勤務時間内に適宜施設を巡回警備すること。
- ・ 施設内の事故、損壊、資料の損壊や盗難の予防・通報を行うこと。
- ・ 事故の発生、不審者の施設侵入、盗難、破壊行為の早期発見に努めること。
- ・ 事故や事件等が発見された場合、市、その他必要な機関に迅速に通報すること。

ウ 機械警備

- ・ 業務従事者の勤務時間外においては、機械警備により敷地及び施設への不審者の侵入等の予防・通報を行うこと。
- ・ 警備機器は、出入口、展示室及び事務室（その他民間事業者が提案する箇所）に設置し、業務従事者の勤務時間外は常時（夜間、休館日を含む）適切に機能していること。
- ・ 事故の発生、不審者の施設侵入、盜難、破壊行為の早期発見に務めること。
- ・ 事故や事件等が発見された場合、市、その他必要な機関に迅速に通報すること。

④ 特記事項

- ・ 警備業務の実施にあたっては、生物等管理業務を担う東海大学の業務従事者が業務従事目的で閉館中も出入りする可能性がある点に留意した警備体制とすること。
- ・ その他、警備業務の実施にあたっては、SPC自らが実施する業務のみならず、東海大学が実施する業務との関連を踏まえ、東海大学との業務調整・連携等を適宜実施すること。

3. 東海大学が実施する業務に関する要求水準

(1) 飼育設備保守管理業務

① 業務対象

本事業により整備される飼育設備等を対象とする（東海大学内に設置される本事業のためのバックヤードとしての飼育設備等を含む）。

【対象となる飼育設備（想定）】

飼育設備	循環ろ過設備、オゾン発生設備、塩素発生設備、プロテインスキマ一設備、水温維持設備、給気設備、排水浄化設備等
水槽等	水槽、水槽内造形（擬岩・擬草等）
その他民間事業者の提案による飼育設備	

② 業務内容

本事業により整備される本施設の飼育設備等について、適正かつ効率よく運転・監視する。

また、日常点検、法定点検、定期点検を行うとともに、点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合には、適切な方法（保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応することで、施設の性能及び機能を維持し、円滑な公共サービスの提供及び利用者の安全かつ快適な利用を実現する。

なお、東海大学は、業務に伴う消耗品購入も行う。

③ 要求水準

- 飼育設備等の特性を把握した上で、全ての飼育設備等が機能及び性能を保持し、常に正常な状態にあり、損傷、腐食、その他の欠陥がない状態で機能させること。
- 法定の点検、調査及び検査は、最新の規定に従い実施すること。
- 飼育設備の運転記録、点検記録及び修繕・事故記録等を正しく記録すること。
- 運転日誌、点検記録及び修繕・事故記録等は、全て電子データ化し、事業期間中保管すること。

④ 特記事項

- 業務の実施にあたっては、建築設備保守管理業務を担当する SPC と緊密に連携しながら、円滑な業務実施に努めること。

(2) 什器・備品等保守管理業務（東海大学実施分）

① 業務対象

東海大学が保守管理の主体となっている什器・備品等全てとする。

② 業務内容

調達する什器・備品等の品質を維持するための適切な点検、保全、修繕を行う。

③ 要求水準

- ・ 東海大学が実施する業務に必要な什器・備品等を適宜整備し、保守管理を行うとともに、不具合の生じた什器・備品等については、隨時、修繕、更新等を行うこと。各備品について諸機能を常に業務の支障のない良好な状態に保つこと。また、品質を維持するため、必要に応じて部分的な買い換えも行うこと。
- ・ 特殊な備品等は備蓄すること。
- ・ 備品台帳を整備し、備品の管理を確実に行うこと。備品台帳に記載する事項は、品名、金額、数量を含むものとし、詳細については市と協議を行い定めること。また、備品台帳は SPC が取りまとめを行うため、適宜 SPC と共有を行うこと。
- ・ 点検記録及び修繕記録等を正しく記録すること。
- ・ 整備台帳、点検記録及び修繕記録等は、全て電子データ化し、事業期間中保管すること。

④ 特記事項

- ・ 施設の管理運営に必要な消耗品を適宜購入し、保守管理を行うこと。
- ・ 不具合の生じた消耗品については、隨時更新を行うこと。

(3) 清掃業務（東海大学実施分）

① 業務対象

飼育設備保守管理業務及び生物等管理業務に伴い東海大学が管轄する範囲。

② 業務内容

東海大学による業務対象範囲の環境・衛生を維持し、業務が快適な環境のもとで円滑に行われるよう清掃業務を行うこと。

作業実施にあたり、建物、備品等を損傷させないよう留意すること。

ア 日常清掃業務

東海大学管轄範囲について日常的に清掃を行い、施設、設備、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。また、消耗品は常に補充された状態にすること。

イ 定期清掃業務

日常清掃では実施しにくい清掃等を確実に行うため、定期的に清掃を行うこと。

ウ その他

日常清掃及び定期清掃の他にも必要に応じて清掃を実施し、施設の良好な環境衛生、美観維持に努めること。作業実施にあたり、建物、備品等を損傷させた場合、又は破損箇所を発見した場合には、必ず市に連絡し、指示を受けること。

③ 要求水準

ア 共通

- ・ 目に見える埃、土、砂、ごみ、汚れがない状態を維持し、見た目にも心地よく、衛生的な状態を保つこと。
- ・ 清掃は、できる限り運営の妨げにならないように実施すること。
- ・ 個別箇所ごとに日常清掃及び定期清掃を組み合わせ、清掃箇所の状況を踏まえ、要求水準を満たすこと。
- ・ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は十分な管理を行うこと。
- ・ 業務の実施に必要な電気及び水道は節約に努めること。
- ・ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。

イ 日常清掃業務

- ・ 清掃箇所の用途・性能、仕上げ等を踏まえ、個別箇所ごとに最適な日常清掃方法に基づき、常に清潔な状態に保つこと。

ウ 定期清掃業務

- ・ 清掃箇所の用途・性能、仕上げ等を踏まえ、個別箇所ごとに最適な定期清掃方法に基づき、常に清潔な状態に保つこと。

エ その他

a. 清掃用具・衛生消耗品等の負担

- ・ 東海大学による業務担当範囲に係る清掃用器具、洗剤等の資機材や衛生消耗品の補充は、全て東海大学の負担とする。

b. 資機材等の保管

- ・ 資機材及び衛生消耗品は、計画書に示された場所に整理し、保管すること。

c. ごみの収集・集積

- ・ 本施設で発生した廃棄物は、事業系廃棄物として、市の処理基準に照らして排出者により適切に処理すること。ただし、事業系ごみについては SPC による一括処理とする。

④ 特記事項

ア 作業時間及び作業日

- ・ 日常清掃は個別箇所ごとに適切な頻度で実施すること。
- ・ 定期清掃の実施日等の決定にあたっては、事前に市・SPCと協議すること。

イ 体制

- ・ 業務遂行上、必要な人員を配置すること。

ウ 留意事項

- ・ 定められた清掃以外の清掃等を行う場合、事前に市に届け出ること。

VI 運営業務に関する要求水準

1. 基本事項

(1) 運営の基本方針

① 海洋科学に関わる学術コンテンツの集積

本施設の運営においては、海洋・地球に関わる最先端かつ魅力的な学術コンテンツを外部から収集・蓄積する。その収集にあたっては、東海大学や JAMSTEC を中心とした専門的な研究機関・大学との連携を中心に、情報を得られるような体制の構築を行う。このように「情報のつながり」を活動のベースに有することで、常に最新の研究成果・情報を施設で扱う。

② 知的好奇心を刺激する「体験プログラムづくり」「展示コミュニケーション化」

「情報のつながり」による学術コンテンツの集積をもとに、「体験プログラムづくり」「展示コミュニケーション化」といった「情報の翻訳」を行う。特にメインターゲットである一般市民や子供たちにとって、学術コンテンツそのままの状態では理解することが難しいと考えられるため、誰でもわかりやすく学ぶ・体験できるように「情報の翻訳」が必要となる。

この「情報の翻訳」にあたっては場合によっては外部のデザイナーやコーディネーターなどとの「人のつながり」を活用・連携しながら開発を行うことで、より魅力的な「エデュテインメントコンテンツ」として再構築する。

③ 海洋科学を紐解いた価値の発信

施設として様々な方々に海洋・地球を総合的な理解を促すため、「エデュテインメントコンテンツ」として再構築された情報を発信し、一般の方々への「つながり」を生み出す。発信の方法は展示やイベントをはじめとした施設内でのプログラムに限らず、施設外でのアウトリーチ活動にも広げる。

(2) 休館日及び開館時間

① 休館日

休館日は、週 1 回以下（平日とする）とし、具体的には民間事業者の提案とする。

なお、原則として少なくとも以下の期間は休館日を設定しないこととする。具体的な休館日については市と協議すること。

- ・ 小・中学校の長期休暇期間
- ・ 大型連休

② 開館時間

開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までを必須条件とする。

なお、民間事業者の提案により上記設定時間を超えて開館することができる。

(3) 指定管理者制度（利用料金制）の導入

① 指定管理者制度（利用料金制）の導入

市は、本施設を公の施設とし、指定管理者制度（利用料金制）を導入して運営を行う。

本施設の設置及びその管理に関する事項、並びに指定管理者に関する事項については、本施設の設置条例及び同条例施行規則（以下、「本施設の設置条例等」という）において定める予定である。

② 利用料金

徴収する利用料金の価格設定については、民間事業者の提案によるものとする（各種割引料金や年間パスポート等の設定を含む）。

提案に際しては、料金体系を設定し、変更する場合は、市の承諾を受けること。

(4) 業務の区分

運営業務の区分は、以下に定めるとおりとする。

区分	業務名	
SPC 自らが実施する業務	基幹業務	展示業務
		普及啓発業務
		資料収集・コンテンツ開発業務
		広報・誘客促進業務
	管理等業務	統括管理業務
		利用料金徴収業務
		ミュージアムショップ等運営業務
		レストラン・カフェ運営業務
東海大学が実施する業務	附帯事業運営業務	
	生物等管理業務（業務に関わる備品・機材等の調達を含む）	

(5) 業務の期間

令和6年3月～令和20年3月

(6) 実施体制

① 業務従事者の配置

SPC は、下表を要件とした運営業務の実施体制を構築すること。また、各業務従事者に

については、兼任することを可とする。

なお、館内での業務のローテーションや、他施設との交流、多様な研修等により、継続的に職員の能力・資質向上を図ること。

職種	業務内容	条件等
名誉館長	貴重な体験をもとに、魅力ある施設づくりに寄与する。	名誉館長の配置については、民間事業者の自由提案とする。
館長	市の意向を踏まえながら、本施設の方向性について定めるとともに、企画展誘致や、関係機関との連携、地元企業や学校、団体との協議・調整などにおける責任者となる。	以下の条件を満たす者とし、供用開始1年前までに採用予定者名を市に提案し、市の承諾を得ること。 ・市の意図を汲み、東海大学・JAMSTECとの連携などにおいて柔軟性をもって本施設の目的の実現に取り組む者
統括管理責任者	SPC側の代表として、市や東海大学・JAMSTECをはじめとする外部の連携先と調整を行いながら、本施設の運営・維持管理業務全体を管理する。	以下の条件をいずれも満たす者とし、提案時に採用予定者名を記載すること。 ・SPC側の代表として、SPC側の業務関係者をとりまとめ、本施設の運営・維持管理全体を統括し、そのためのマネジメントを実施できる者
運営業務責任者	運営業務の責任者として、運営業務全体を管理する。	・運営業務全体を管理できる者
展示業務従事者	「VI 2. (1) 展示業務」を参照のこと。	・学芸員資格又は水族、科学に関する知識・経験を有する者あるいは類似施設での同種の勤務経験を有する者
普及啓発業務従事者	「VI 2. (2) 普及啓発業務」を参照のこと。	担当する業務ごとに必要とされる専門的技能等を有すること。 【解説プログラム・ワークショップ・体験プログラム・学校連携・ライブラリー活動など】 ・学芸員資格又は水族、科学に関する知識・経験を有する者あるいは類似施設での同種の勤務経験を有する者（ボランティア等での対応等も可とする） 【ボランティア活動】 ・ボランティア組織等の経験を有する者
資料収集・コンテンツ開発業務従事者	「VI 2. (3) 資料収集・コンテンツ開発業務」を参照のこと。	・学芸員資格又は水族、科学に関する知識・経験を有する者あるいは類似施設での同種の勤務経験を有する者

職種	業務内容	条件等
広報・誘客促進業務従事者	「VI 2. (4) 広報・誘客促進業務」を参照のこと。	・システム構築やホームページ構築などのIT業務に支障のない一定の知識を有する者 ・大型集客施設等や広報関連企業における勤務経験を有することが望ましい。
管理等業務等従事者	・利用料金徴収業務、来館者サービス業務を行う。 ・本施設の事務業務(庶務・経理・人事管理等)を行う。	特になし
その他 特記事項	・運営業務の実施にあたって、生物等管理業務を担う東海大学との協力・連携のため、業務調整等を実施する。	・東海大学との協力関係を構築・維持するため、運営業務従事者にて、水族に関する知識を有する者を配置すること。

② 担当者の選任

ア 館長

SPCは、市の意向を踏まえながら、本施設の方向性を定めるとともに、関係機関との連携や企画展の誘致、地元企業や学校、団体との協議・調整などにおける責任者となる館長を定め、供用開始1年前までに市に採用予定者名を提案し、市の承認を得ること。

イ 統括管理責任者

SPCは、市や東海大学・JAMSTECをはじめとする外部の連携先と調整を行いながら、本施設の運営・維持管理業務全体を管理する統括管理責任者を定め、提案書に採用予定者を記載するとともに、開業準備業務の開始前に市に届けること。

統括管理責任者にあっては、施設の運営・維持管理業務を統括するため、SPC又は運営業務を担う企業が直接雇用する正社員を配置すること。なお、責任者が事故・病気等により長期間欠ける場合にあっては、速やかに新たな統括管理責任者を充てること。

また、統括管理責任者が勤務シフト等により業務に従事しない時間帯は、不測の事態や災害等に迅速かつ的確に対応できるよう、他の従事職員からあらかじめ統括管理責任者代理として定めた人員を配置して、本施設の開館時間中は常に配置できる計画とすること。

ウ 運営業務責任者

SPC は、本施設の運営業務の全体を総合的に把握し、運営業務全体を管理する運営業務責任者を選任し、市に報告すること。

必要に応じて統括管理責任者、東海大学と連携を図ること。

エ その他担当者

SPC は、配置人員に関する名簿を運営業務開始の 1 か月前までに市に届け出て、市の承諾を得ること。また、人員に変更があった場合も同様とする。

(7) 本施設の位置付け

- ・ 本施設は、博物館法に基づく博物館相当施設の指定を受けるとともに、登録博物館を対象とした博物館の設置及び運営上の望ましい基準についても必要に応じて参考とすることを想定している。そのことを前提とした運営計画とすること。
- ・ 民間事業者の提案にて、関係機関、協議会等（例：日本博物館協会、全国科学博物館協議会、日本動物園水族館協会）に加盟することができる。また、関係機関、協議会等への加盟を想定する場合、そのことを想定した運営計画とすること。

(8) 業務計画書の作成・提出

SPC は、運営業務実施に先立ち、供用開始初年度は供用開始 3 か月前、供用開始次年度以降は当該事業年度が開始する 3 か月前を目途に、市、東海大学と「年度業務計画策定調整会議（仮称）」を実施し、市、東海大学との協議の上で、実施体制、実施内容、実施工程等必要な事項を記載した「年度運営業務計画書」を作成すること。なお、供用開始初年度においては、本書及び提案書を基に市、東海大学との協議の上で、実施体制、実施内容、実施工程等必要な事項を記載した「運営業務計画書」を作成すること。

SPC は、同会議実施にあたって「年度運営業務計画書（SPC 案）」及び供用開始初年度においては「運営業務計画書（SPC 案）」をあらかじめ作成するとともに、同会議の開催調整、会議録の作成等を行うこと。

また、東海大学は、同会議実施にあたって東海大学が実施する業務を中心とした「年度運営業務計画書（東海大学案）」及び供用開始初年度においては「運営業務計画書（東海大学案）」をあらかじめ作成するとともに、年度業務計画策定調整会議における協議等に協力すること。

上記「年度業務計画策定調整会議（仮称）」における協議結果を踏まえ、供用開始初年度は供用開始 1 か月前、供用開始次年度以降は当該事業年度が開始する 1 か月前までに、市・東海大学との事前調整を踏まえ、実施体制、実施内容、実施工程等必要な事項を記載した「年度運営業務計画書（東海大学が実施する生物等管理業務分を含む）」を市に提出し、市の承諾を受けること。なお、供用開始初年度においては、市・東海大学との事前調

整を踏まえた「運営業務計画書（東海大学が実施する飼育設備保守管理業務分を含む）」を市に提出すること。

なお、「年度運営業務計画書」を変更する場合には原則として 1 か月前までに市に提出すること。

（9）業務報告書の作成・提出

SPC は、運営業務報告書として「日報」、「月報」、「四半期総括書」及び「年度総括書」を作成し、「月報」については業務を行った翌月 14 日までに、「四半期総括書」については当該期の最終月の翌月 14 日までに、「年度総括書」については業務を行った翌年度の 6 月末までに市に提出すること（東海大学が実施する生物等管理業務分の業務報告書については、SPC が取りまとめた上で本事業全体としての運営業務報告書として提出すること）。

「日報」については、SPC にて保管し、市の要請に応じて提出すること。

また、東海大学は、SPC による内容確認を含め、SPC が市に運営業務報告書を提出することを踏まえ、生物等管理業務に関する「日報」、「月報」、「四半期総括書」及び「年度総括書」を作成し、「月報」については業務を行った翌月 8 日までに、「四半期総括書」については当該期の最終月の翌月 8 日までに、「年度総括書」については業務を行った翌年度の 5 月末までに SPC に提出すること。「日報」については、東海大学にて保管し、市又は SPC の要請に応じて提出すること。

なお、運営業務報告書については、維持管理業務報告書と共にすることを認める。

（10）マニュアル等の作成・提出

SPC は、運営マニュアル、施設・設備等の操作マニュアル、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル等、必要なマニュアルを作成し、市の承認を得た上で、従事者等に周知徹底を図ること。

また、東海大学は、東海大学が実施する生物等管理業務に関するマニュアル等の作成にあたって、必要な協力等を行うこと。東海大学が作成した生物等管理業務に関するマニュアルについては、SPC が取りまとめた上で本事業全体としての運営業務マニュアルとして提出することまた、SPC が作成したマニュアルを含め、従事者等に周知徹底を図ること。

なお、SPC が市の承認を受けた後にマニュアルを変更する場合は、市と協議を行い、市の承認を得ること。

（11）光熱水費等の負担区分

運営業務に係る光熱水費並びに必要な資機材及び消耗部品等は、SPC の負担とする。

ただし、東海大学が実施する業務に係る光熱水費並びに必要な資機材及び消耗部品等は、東海大学の負担とする。

なお、光熱水費の負担額は、子メーターを設置し使用量を計測し、これに基づいて算定

をする。

(12) 非常時の対応

SPCは、安全管理に係る業務として事故防止に努め、事故及び災害発生時に備え、緊急時の対応、防犯対策及び防災対策について、マニュアルを作成し、また、責任者を定め、従事者に研修を行うとともに、周知徹底を図ること。

また、東海大学は、非常時の対応にあたって必要な協力を行うこと。

① 事故防止・発生時の対応

SPCは、事故の発生の有無について記録し、東海大学から受けた報告を含め、市に報告しなければならない。

施設利用者に急な病気やけが等が発生した時には、適切に対応するとともに、事故発生時の状況と対応について詳細に記録し、直ちに市に報告を行うこと。

② 災害発生時の対応

- ・ 事故・災害等への対応については、あらかじめ市、東海大学と協議し、防災計画を策定すること。
- ・ 事故・災害等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、市の担当者及び関係機関に通報すること。また、本施設に設置する防災諸設備の機器を取り扱うとともに、各種警報機器の点検を怠ることなく日頃から火災等の未然防止に努めること。
- ・ 本施設内において災害が発生するおそれがあるときは、直ちに、初動の措置を講じ、市の担当者及び関係機関に通報すること。
- ・ 事故・災害等を想定した救助訓練を実施し、緊急時に適切な処置を行えるように日頃から訓練しておくこと。
- ・ 気象状況による警報発令時には速やかに施設の安全確認及び確保を行うこと。

(13) 事業期間終了時の引継ぎ業務

SPCは、事業期間終了時に、施設を引き継げるよう適切な状態に戻し、運営期間中に作成した各種図面、マニュアル、台帳等の業務用の文書やデータ、備品、その他市が求める資料等を市に返却すること。

2. 基幹業務に関する要求水準

(1) 展示業務

① 常設展示

ア 業務内容

「海洋・地球を総合的に理解する」ために、これまでにない新たな海洋教育の視点を導入した展示を実施する。展示にあたっては、同じ展示装置を長期間にわたり同じ状態で展示する形でなく、隨時来館者の意見・反応、評価や科学技術の動向等を踏まえて検証し、継続的に改善・更新し、常に進化する展示であることを基本的な方向性とする。

展示の根幹となるこの常設展示は、「博物館・科学館・水族館の融合」、「五感で感じる体験」、「デジタル技術による迫力のある体験」、「体験の自分ごと化」、「コンテンツの顕在化」の5つのポイントを押さえた展示展開によってコンテンツを紐解いていくことで、来館者と海と地球のつながりを実感できる展示を展開する。

イ 要求水準

a. 展示方針、展示手法、展示テーマ等の設定

展示方針、展示手法、展示テーマ等の展示計画の考え方については、「II 6. 常設展示計画に関する要求水準」を参照すること。

b. 展示の案内及び解説

- ・ 常設展示室内での利用案内、インタープリテーション又はアテンドを行うこと。
- ・ 展示エリアごとに展示内容を紹介するリーフレットを製作すること。なお、リーフレットは展示期間中に不足がないようにすること。
- ・ 展示学習ツールとしてワークシートや解説シートなどを製作すること。
- ・ 生物に関する展示の案内及び解説にあたっては、生物が命あるものであることにかんがみ、来場者に対する必要な指導を行うこと。
- ・ 利用者に対する双方向のコミュニケーションの実施にあたっては、SPC職員による対応のみならず、ボランティアスタッフによる対応も積極的に導入すること。
- ・ 展示内容においてインタラクティブな案内及び解説が求められる場合については、デジタル技術を積極的に活用すること。なお、デジタル技術を用いた展示については、「II 6. (2) ④デジタル技術を用いた展示」を参照すること。
- ・ その他、必要に応じて、東海大学・JAMSTECとの連携・協力の中で、展示の案内及び解説を実施すること。

c. 展示の管理

- ・ 安全、快適に利用できるように、展示物等を常に正常に作動させるとともに、日

常点検及び定期保守点検を行うこと。なお、展示の管理については、「V 2. (3) 特殊機材・展示物等保守管理業務」を参照すること。

- ・ 展示物等に不具合や故障が生じたときには、速やかに修理又は改良し、状況を市へ報告すること。
- ・ 生物に関する展示の管理にあたっては、生物等管理業務を担う東海大学との連携・協力の中で、実施すること。
- ・ 東海大学・JAMSTEC から提供を受けた展示品のうち、東海大学・JAMSTEC から譲渡を受けたものについては SPC の責によって管理を行い、貸与等を受けたものについては東海大学・JAMSTEC との協議に基づき管理を行うこと。
- ・ その他、展示の管理にあたっては、必要に応じて、東海大学・JAMSTEC との連携・協力の中で、実施すること。

d. 展示の更新

- ・ 展示の更新に際しては、各テーマについてリニューアル感を創出できるよう、人気の展示物を除き、運営期間を通じて全体の半数程度が更新されているようにする。
- ・ 展示の更新内容については、資料収集・コンテンツ開発業務によるプログラム開発結果を反映すること。
- ・ アナログ展示に関しては、専門的技術を備えたスタッフを中心に、PDCA サイクル等を踏まえ、日常的に更新・改善や修理を行うものとする。
- ・ デジタル展示に関しては、その特性を踏まえて、一定のサイクルで入れ替えるなど、展示内容の更新を積極的に行うものとする。
- ・ 更新に際しての計画については、更新工事着手予定の 1 年前までに市に提出するものとし、また、必要に応じて協議を実施の上、必ず計画の承認を得るものとする。
- ・ 展示の更新にあたっては、年度運営業務計画書に基づき、具体的な計画を立案することを基本とし、市・東海大学との協議に基づき、実施すること。

ウ 特記事項

- ・ 来場者と展示生物が接触できる場合においては、十分な知識を有する者の監督の下に行われるようになるとともに、人への危害の発生及び感染症の疾病への感染の防止に必要な措置を高ずること。
- ・ その他生物を用いた展示にあたっては、動物の愛護及び管理に管理する法律（動物愛護管理法）、展示動物の飼養及び保管に関する基準等を遵守すること。
- ・ その他展示業務の全般について、市・東海大学との連携・協議の中で、実施すること。

② 企画展示

ア 業務内容

「海洋・地球」に関する新しい話題や、常設展示で扱っていないより幅広いテーマ、常設展示をより掘り下げる情報などを取り上げた自主企画展を開催し、来館者に対し、新鮮味や話題性を提供する。

また、市内・県内及び国内外の関連施設、東海大学・JAMSTEC 等と連携した企画展を実施するなど、年間を通じて多彩な企画展示を継続的に展開する。

なお、企画展開催時には、館内で企画展のテーマに関連する講演会や体験学習プログラムを実施するなど、より深く幅広く学べる取り組みを展開する。

イ 要求水準

a. 企画展示の実施

- 本施設の設置目的を達成するために、企画展示室やその他諸室を利用して企画展を実施すること。
- 企画展示の実施にあたり、SPC が毎年度企画展示の実施方針に関する提案を行うこと。
- 企画展示の実施方針に関する提案を行った後に、企画展示の詳細を定めるため、市・SPC・東海大学が参加する年度業務計画策定調整会議の中で市・東海大学と協議を行い、市の承認を得ること。

b. 開催の頻度及び時期

- 集客ポイントとなる繁忙期(夏季学校休業期間や大型連休期間)に開催するなど、年5回以上開催することを基本として、SPC が毎年度企画展示の実施方針に関する提案の中で、開催の頻度及び時期についても提案すること。

c. 企画展示の案内及び開設

- 利用者がより学習しやすい環境とするため、常設展示と同様に体験プログラム等を適宜組み込み、幅広い利用者層の学習効果を高めるものとする。

ウ 特記事項

- 企画展については、企画展示室を中心に行うが、館内全体を使った展示や演出についても積極的に取り組む。また、連動企画としての関連講演会、シンポジウムの企画についても実施する。
- 提案時には、初年度の企画展示開催計画及び次年度の企画展示開催の考え方について提案を求めるので留意すること。
- 生物を用いた企画展示を実施する場合には、常設展示と同様に、動物の愛護及び管

- 理に管理する法律（動物愛護管理法）、展示動物の飼養及び保管に関する基準等を遵守すること。
- ・ その他企画展の実施にあたっては、必要に応じて東海大学・JAMSTECとの連携・協力を得て実施すること。

③ 映像を用いた展示

ア 業務内容

海洋や深海をテーマとした映像を投影する。深海等を撮影（又はCGなどで制作）した映像を、観客に提供（投映）することで、観客がその場に居るかのような疑似体験を提供する。

イ 要求水準

a. 映像投影

- ・ 民間事業者の提案に基づき、高精細映像による臨場感のある映像によって、海洋・深海をテーマとした映像を投影する。
- ・ 映像投影は、SPC自らが作成する「一般投影」、東海大学及びJAMSTEC等が資料を提供了上でSPCがコンテンツ開発を行った「学術投影」の2種を展開の基本とする。

b. 投影プログラム

- ・ 投影プログラムの内容については、年度運営業務計画書の作成時に内容・方向性について市・東海大学と協議を行い、市の承認を得ること。

ウ 特記事項

- ・ 映像の投影については、投影プログラムの性質に応じて、生解説による双方向性をもったプログラムの実施を行うなどの工夫を必要に応じて施すこと。

(2) 普及啓発業務

多様な来館者が海洋・地球に親しむことができる活動を行う。

特に未来を担う子供たちが、さまざまな学びや体験のプログラムと世代を超えた交流をとおして、感性や想像力を伸ばすことができるような積極的な取り組みを行うとともに、学校教育に活用可能な場を提供する。

① 解説プログラムの実施

ア 業務内容

「海洋・地球を総合的に理解する」ため、常設展示室等での解説プログラムを行う。

イ 要求水準

- ・ 「海洋・地球を総合的に理解する」ための解説プログラムを適宜実施すること。
- ・ 「VI 2. (1) ①常設展示」内の「展示の案内及び解説」における利用案内、インテプリテーション又はアテンド（「一方向」及び「双方向」による解説）に加え、本施設で取り扱う「海洋・地球」を中心とした展示テーマ・内容に対する理解を効果的に「多方向に」広めるための「演示」としての解説プログラムを行うこと。
- ・ 本施設で取り扱う「海洋・地球」を中心とした展示テーマ・内容に対する関心を高め、知的好奇心を刺激できるような内容を含めつつ、本施設で見込まれる多様なターゲット・利用シーンを踏まえ、幅広い利用者層が楽しむことができるような魅力のあるエンターテイメント性のあるプログラムとすること。
- ・ 詳細のプログラムは民間事業者の提案によることとし、内容については協議の上で決定する。

ウ 特記事項

- ・ 解説プログラムは SPC 自らが実施するものであるが、解説プログラムのうち展示生物に関する解説プログラムを実施する場合には、生物等管理業務を実施する東海大学との連携を踏まえ、解説プログラムを計画することができる。
- ・ 解説プログラムは SPC 自らが実施するものであるが、解説プログラムのうち、展示生物以外に関する解説プログラムを実施する場合には、必要に応じて東海大学・JAMSTEC との連携・協力を得ることができる。

② ワークショップの実施

ア 業務内容

ワークショッフルーム等において、実験や工作などさまざまなワークショップ、実験・実習型の講座や研究者等との協働による活動などを実施する。

イ 要求水準

- ・ ワークショップは、年間 150 回以上開催することを基本として、SPC が開催時期や頻度等についても提案を受けることを予定している。
- ・ 実施可能なワークショップのプログラムを運営開始時から常時 5 種類以上用意するものとし、少なくとも四半期に一度、新たなプログラムを 1 プログラム以上開発すること（既存のプログラムのリニューアル等を含む）。また、新たなプログラムの開発にあたっては、資料収集・コンテンツ開発業務におけるプログラム開発結果を必要に応じて活用すること。
- ・ 詳細のプログラムは民間事業者の提案によることとし、内容については協議の上で決定する。

ウ 特記事項

- ・ ワークショップについては SPC 自らが実施するものであるが、必要に応じて東海大学・JAMSTEC との連携・協力を得ることができる。
- ・ 本施設においては、市・JAMSTEC 間で締結を予定している覚書にて定められた市・JAMSTEC 間の協力関係に基づき、JAMSTEC が実施するアウトリーチプログラム等の開催等に係る利用が想定されている。上記プログラムについては、本事業として実施すべきワークショップとの関連性が想定されることから、本事業における運営を妨げない形で、受け入れを行うこと。また、具体的な内容については、市・JAMSTEC と協議を行い、決定すること。

③ 体験プログラムの実施

ア 業務内容

来館者が様々な体験ができるプログラムを実施する。

イ 要求水準

- ・ 体験プログラムは年間 150 回以上開催することを基本として、SPC が開催時期及び頻度等についても提案を受けることを予定している。
- ・ 詳細のプログラムは民間事業者の提案によることとし、内容については協議の上で決定する。

ウ 特記事項

- ・ 入門的な内容のものから、より深く学べる専門性の高いものまで、来館者の興味に応じて様々な学習レベルのプログラムを選択できるようにする。
- ・ 来館者の要望や社会動向等を考慮しながら、広く一般の人々に向けた様々なプログラム（講座・セミナーなど）を開催するとともに、企画展のテーマに関連したプ

ログラム（講演会等）についても必要に応じて実施する。

- 基本的には入館者に対する無料のサービス提供が望ましいが、高度な技術を要するものや材料実費を要するものであって、水族・海洋・地球の普及活動や子どもたちの育成活動の観点から意義があると思われるものについては、実費負担の原則を踏まえつつ、必要額の徴収を認めるものとする。イベントの提案と費用負担の関係については提案書において、可能な限り具体的に明示すること。
- 体験プログラムについては SPC 自らが実施するものであるが、必要に応じて東海大学・JAMSTECとの連携・協力を得て実施することができる。
- 本施設においては、市・JAMSTEC間で締結を予定している覚書にて定められた市・JAMSTEC間の協力関係に基づき、JAMSTECが実施するアウトリーチプログラム等の開催等に係る利用が想定されている。上記プログラムについては、本事業として実施すべき体験プログラム（講座・セミナー等）との関連性が想定されることから、本事業における運営を妨げない形で、受け入れを行うこと。また、具体的な内容については、市・JAMSTECと協議を行い、決定すること。

④ 学校連携

ア 業務内容

市が設置する施設として、静岡市立の小学校を中心とした学校の団体見学の受け入れを実施するとともに、来館した学校向けの体験プログラム等（以下「学校向けプログラム」という）を提供する。

学校の団体見学の受け入れにおいては、利用料金（入館料及び学校向けプログラム料金等）の收受を認める。なお、各年度における具体的な受け入れ内容等（受入学年、受入人数、受入回数等）は、市における海洋教育施策と SPCにおける広報・誘客促進業務における誘客計画の両者の視点から、各年度における計画を立案する必要があると考えられることから、年度業務計画策定調整会議の中で調整することとし、事業者は学校の団体見学の受け入れに向けた協議に応じること。

また、学校連携の一環として、東海大学が学芸員養成課程として実施している博物館実習内の館園実習（以下「学芸員実習」という）について、本事業における円滑な運営を妨げないことを前提に、本施設における館園実習の受け入れを行うこと。

その他、本施設への学校の団体見学の受け入れ（学校向けプログラムの実施を含む）及び学芸員実習の受け入れ以外の学校連携については必要に応じて実施する。

イ 要求水準

- 学校の団体見学の受け入れについては、静岡市立の小学校を第一に想定している。
- その他、静岡市立の中学校・高等学校、静岡市内の国立・県立・私立学校及び静岡市外の学校を含め、開催要請に可能な限り対応可能とすること。

- ・ 学校向けプログラムにおいては、学校では体験することが困難な海洋や地球等に関する豊富な情報を提供し、科学技術の発展や地域の自然に関する豊富な情報を発信すること。また、専門的な説明ができる人員を配置すること。その他学校向けプログラムの詳細は民間事業者の提案によることとし、内容については市と協議の上で決定する。また、展示生物に関するプログラムを実施する場合には、生物等管理業務を実施する東海大学との連携を踏まえ、計画することができる。
- ・ 学芸員実習の受け入れについては、東海大学自らが実施する生物等管理業務における受け入れに加えて、SPC が実施する展示業務や普及啓発業務等における受け入れが想定される（例：東海大学の協力を得て、SPC が実施する展示生物に関する企画展示やワークショップなど）。そのため、SPC・東海大学間の協議に基づき、具体的な実習期間・人数・内容等を決定すること。
- ・ その他、本施設への学校の団体見学の受け入れ（学校向けプログラムの実施を含む）及び学芸員実習の受け入れ以外の学校連携については、必要に応じて、市・東海大学・JAMSTEC との連携・協力に基づき実施すること。

ウ 特記事項

- ・ 本施設への学校の団体見学のうち、静岡市立の学校受入にあたっては、市所管課を通じて、市教育委員会との事前調整等を行うことを想定している。
- ・ 本施設への学校の団体見学については、小学校の長期休業期間の受入は想定しない。
- ・ 学校向けプログラムの実施にあたっては、東海大学・JAMSTEC の協力を踏まえ、資料収集・コンテンツ開発業務によるプログラム開発結果を反映すること。
- ・ 学校向けプログラムとして、展示生物に関するプログラムを実施する場合においては、生物等管理業務を担う東海大学との連携・協力に基づき実施すること。
- ・ その他、本施設への学校の団体見学の受け入れ（学校向けプログラムの実施を含む）及び学芸員実習の受け入れ以外の学校連携については、市が別途実施する海洋教育活動や東海大学が実施している学校連携事業（出張授業等）との役割分担を踏まえつつ、本施設として実施していく内容を検討すること。

⑤ ライブラリー活動

ア 業務内容

海洋や地球をテーマとした資料、書籍、映像を中心とした様々なメディアを充実させ、それらを活用した各種ライブラリー活動を展開する。

イ 要求水準

a. メディアの提供・活用

- ・ 海洋・地球に関する自由な学習の場として、海洋・地球関連を中心としたメディアを集積したライブラリーを設置し、自由にメディアの閲覧を行える場とする。
- ・ 海洋・地球関連のメディアの特集や、展示内容とリンクさせた関連資料特集、図書に関するセミナーなど、ライブラリーと関連した各種イベントを実施する。

b. 展示との連携

- ・ ライブラリーと展示を連携させ、展示物の近くに関連資料、書籍、映像を配置するなど、手軽に調べ学習ができるようにする。
- ・ より詳しく知りたい場合はライブラリーを活用して学習するなど、発展的な学習を行えるようにする。

c. メディアの更新

- ・ 陳腐化を防ぐため、定期的な資料、図書、映像の購入を行うべき点に留意した提案を行うこと。

ウ 特記事項

- ・ ライブラリー活動については SPC 自らが実施するものであるが、必要に応じて資料提供や展示との連携等において東海大学・JAMSTEC との連携・協力を得て実施すること。

⑥ ボランティア活動

ア 業務内容

SPC は、ボランティアの仕組みを構築し、ボランティアを本施設の運営の重要なパートナーとして位置付け、ボランティア養成講座等を通じて、主に施設での展示解説やプログラムの企画開発・運営を行うボランティア等を養成した上で、施設におけるボランティア活動を実施する。

イ 要求水準

- ・ SPC はボランティア組織を構築し、事務局を設置するとともに、募集、管理、研修等の業務を行う。
- ・ ボランティア保険に加入すること。
- ・ 市はボランティアの募集にあたって、市媒体（ホームページ、市政だより）における広報について協力する。
- ・ 東海大学は東海大学海洋学部内においてボランティア養成講座を開設し、本事業におけるボランティア養成を支援する。具体的な開催場所・頻度・内容については SPC が提案するボランティア活動内容を踏まえ、市・SPC・東海大学の協議による

ものとする。

ウ 特記事項

- ・ ボランティアへの謝礼や昼食代等の支払については、民間事業者の提案による。
- ・ ボランティアの館外活動についても積極的に取り組むこと。

(3) 資料収集・コンテンツ開発業務

① 資料収集

ア 基本方針

東海大学・JAMSTEC 等と密に連携をとることで、海洋・地球に関する最新の研究成果である学術コンテンツを本施設でのプログラムや展示に活用するために情報を集約する。

イ 要求水準

- ・ 「海洋・地球を総合的に理解する」ため、海洋・地球を中心としつつ、自然・文化・歴史に関する資料を主な収集の対象とすること。
- ・ 学術コンテンツの主な提供先となる東海大学・JAMSTEC 等と連携をとり、東海大学・JAMSTEC 等における調査研究結果を踏まえながら、本施設で取り扱う展示テーマ・内容に応じた資料を収集すること。
- ・ 博物館法に基づく施設として実物資料、写真・音声・映像等の資料、文献資料、複製・模型資料、各種情報等について収集を行うとともに、それぞれの性質を踏まえた、体系的な整理を行うこと。
- ・ 中長期的な資料充実を図るため、市・SPC・東海大学との間で協議して策定する年度運営業務計画書にて定められた内容に従って、東海大学・JAMSTEC 等との連携の上で、資料収集を実施すること。

ウ 特記事項

- ・ JAMSTEC からの資料提供にあたっては、市・JAMSTEC 間で締結を予定している覚書にて定められた市・JAMSTEC 間の協力関係に基づき、画像・映像等のコンテンツ提供、科学的根拠の確認及び監修、展示物等の貸与を受けることを予定しており、上記を踏まえた収集方法等を検討すること。なお、知的財産等の取扱いについては、個別の案件ごとに定めることを予定している。
- ・ その他、資料の収集方法については、購入・寄贈・寄託・借用・移管・交換・製作などが想定されるが、具体的な方法については、具体的な資料ごとに資料提供先等との調整を行うこと。

② コンテンツ開発

ア 基本方針

- 多様な外部プレーンと連携することで、学術コンテンツをエデュテイメントコンテンツへと翻訳し、本施設でのプログラムや展示を開発する。
- 本事業の目的を達成するためのコンテンツ開発、企画等を行う。

イ 要求水準

- 「海洋・地球を総合的に理解する」ため、海洋・地球を中心としつつ、自然・文化・歴史に関する資料をコンテンツ開発の主な対象とすること。
- 資料集外部のクリエイター、デザイナーやサイエンスコミュニケーターなどの有識者と協働し、エデュテイメントコンテンツを組み立てること。
- 中長期的なコンテンツ充実を図るため、市・SPC・東海大学との間で協議して策定する年度運営業務計画書にて定められた内容に従って、必要に応じて、東海大学・JAMSTECとの連携の上で、コンテンツ開発を実施すること。

ウ 特記事項

- 開発するプログラムや展示などアウトプットの内容によっては、海洋や地球と関係のない分野からアプローチするなど、対象範囲は一定に定めずに実施すること。
- 本施設で求められているコンテンツ開発のためには、調査研究活動の成果である学術コンテンツに対する理解と幅広い利用者層が楽しむことができる魅力あるエデュテイメントコンテンツを構築するためのプログラム・展示開発に対する理解の両者が必要となる点を踏まえた業務体制等・方法を採用すること。

(4) 広報・誘客促進業務

① 広報業務

ア 業務内容

本施設の周辺に立地する文化施設などと連携することで、異分野とのコラボレーションや、広報宣伝を行い、利用者の裾野を広げる。

博物館や水族館、科学館などの類似施設との積極的な連携により、より利用者に喜ばれるような活動を行う。

対外的な広告宣伝の企画、一般来館者誘致のための観光業者への説明、学校団体の利用誘致やホームページ、SNSなどの広報媒体の運用を行う。

イ 要求水準

- 施設ホームページの作成・更新等を行うこと。
- 施設案内パンフレット等の作成・配布等を行うこと。

- ・ その他具体的な取り組みについては、「ウ 特記事項」を参照の上で民間事業者の提案による。

ウ 特記事項

- ・ 広報にあたっては、上記の取り組み以外に、ポスター・チラシ・パンフレット等各種メディアを活用するとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を積極的に展開する。
- ・ クルーズ船利用客等、海外からの誘客に向けた広報活動等を実施すること。
- ・ 広報業務については SPC 自らが実施するものであるが、本事業の事業目的に留意した上で、広報における各種情報の掲載等にあたっては必要に応じて東海大学・JAMSTEC 等と連携・協力し、実施することができる。

② 施設外でのアウトリーチ活動

ア 基本方針

「情報のつながり」により集積されたコンテンツを「人材のつながり」により再構築された情報を発信し、さまざまな利用者・市民への発信・供用するための生み出すため、施設内での活動にとどまらず、施設外でのアウトリーチ活動を実施する。

イ 要求水準

- ・ 出張イベント等を通じ、海洋・地球を身近に感じてもらえるようにし、地域の人々が集まる場所に行き、広く館の姿勢や活動等の周知・利用促進や利用者の拡大につながる取り組みを行う。
- ・ 施設外でのアウトリーチ活動は開館前の段階から継続的に実施し、地域の人々に対する広報活動や、プログラム等の試行を行うことで、開館後の活動につなげる。
- ・ 具体的な施設外でのアウトリーチ活動は、民間事業者の提案によるものとする。

ウ 特記事項

- ・ 施設外でのアウトリーチ活動については SPC 自らが実施するものであるが、必要に応じて東海大学・JAMSTECとの連携・協力を得て実施すること。
- ・ さらに、施設外でのアウトリーチ活動については、東海大学・JAMSTECとの連携・協力のみならず、他の博物館や社会教育施設、大学、研究所、NPOなどの市民団体、企業団体などの様々な主体との連携・協力についても別途検討すること。

③ 誘客促進業務

ア 基本方針

本施設の設置目的に配慮しつつ、誘客促進のための行催事等の実施を含む各種取り

組みを実施する。

また、利用者から意見や評価、ニーズ等を収集する調査を行い、外部評価等とあわせて課題や改善点を活動に反映しながら、施設の運営の継続的な改善を図る。

イ 要求水準

- ・ 海洋・水族への親しみを醸成するとともに、地域の賑わいを創出するため、子どもから大人まで幅広く、世代を超えて多くの人々が楽しめる交流イベントを地域と連携しながら積極的に実施し、本施設と人、地域を結び、周辺地域の活性化につなげること。
- ・ 清水港における寄港イベントとの連携や、周辺倉庫等の開発と連携した面での魅力向上等、市や周辺施設等と連携を図ること。
- ・ その他、静岡市、観光関係機関、旅行業者等と連携し、誘客に取り組むこと。
- ・ 誘客促進の観点から、施設利用者意見の聴取を行った上で、施設利用者の利便性向上に関する取り組みを実施すること。

ウ 特記事項

- ・ 誘客促進業務については SPC 自らが実施するものであるが、誘客促進イベントなどの実施にあたっては、本事業の事業目的に留意した上で、必要に応じて東海大学・JAMSTEC 等と連携・協力し、実施することができる。

3. 管理等業務に関する要求水準

(1) 統括管理業務

ア 業務内容

設置主体である市や、東海大学・JAMSTEC をはじめとする外部の連携先と調整を行なながら、本施設の運営・維持管理全体を管理する。業務に当たっては統括管理責任者を配置すること。

イ 要求水準

- ・ 書類の提出等を含め、統括管理責任者が外部の連携先、市との窓口の中心的役割を果たすこと。
- ・ 市職員・東海大学業務従事者との連携を図ること。
- ・ 東海大学との業務調整等のため、年度業務計画策定調整会議を実施するとともに、定例打合せを実施すること。
- ・ 東海大学が実施する業務については、業務計画をはじめとする業務実施状況全体の把握、管理を行うこと。
- ・ スタッフの雇用・教育等の運営業務の十分な準備を行うこと。

ウ 特記事項

- ・ 定例打合せは週 1 回程度の実施を想定する。なお、定例打合せの一部には市も同席する。

(2) 利用料金徴収業務

ア 業務内容

利用者より入館料を徴収し、適切に管理を行う。

イ 要求水準

- ・ 自動券売機の操作方法の案内、入退場者の確認、現金・電子マネーによる利用料金の徴収等を行うこと。
- ・ 徴収した利用料金については、他の収入金と区別し、収支報告を行うこと。
- ・ 現金は紛失などの事故が発生しないよう慎重に扱い、基本的には金融機関に速やかに預けるとともに、やむを得ず事務室で保管する場合には、金庫等安全な方法により保管すること。

(3) 来館者サービス業務

① 利用者対応業務

ア 業務内容

来館者に対する施設の総合案内、館内放送による催し物案内・誘導等を行う。

イ 要求水準

- ・ 開館時間中、適切な場所に受付案内担当者を配置すること。また、受付カウンターを設置するなど、来館者が入館時に分かりやすい場所又は方法で業務を行う。
- ・ 施設の内容・行事・スケジュール等を正確に把握し、来館者が快適に本施設を利用できるように誤りなく機敏に対応する。
- ・ 催し物開催の館内放送は、来館者の移動の時間を考慮した上、簡潔でわかりやすく行う。
- ・ 来館者に不快な印象を与えないように留意し、懇切丁寧に応対する。
- ・ 来館者に対するサービス提供の水準を維持・向上するために、配置職員については必要な教育・研修を行った上で業務に従事させること。
- ・ 多言語対応が望まれるため、英語に対応できる人材を1名以上配置すること。

② 窓口業務

ア 業務内容

団体利用の予約受付、障がいのある方への対応（車いすの貸出や基本的な誘導等）、拾得物・遺失物の処置、迷子の対応等を行う。また、電話等による各種問合せの対応を行う。

イ 要求水準

- ・ 利用予約日時、予約団体名、連絡先、予約受付日、受付者名等を内容とする「団体利用受付簿」等を作成し、予約状況を管理すること。
- ・ 団体利用の予約受付にあたっては、同日程の先約の有無を必ず確認し、重複する場合は収容人数や予約申込者の希望を考慮し、日程を調整する。
- ・ 遺失物・拾得物及び迷子の対応マニュアルを作成し、そのような事態が生じた場合は記録を残すこと。
- ・ 電話等による各種問合せに対しても丁寧かつ適切な対応を行うこと。その上で意見、要望及び苦情等を受け付けた場合は、速やかにその内容を検討し、迅速に対応した上で、その記録を残すこと。なお、SPCが対応すべき範囲を超える内容の場合は、速やかに市に報告し、その指示・判断に従うこと。
- ・ 多言語対応が望まれるため、英語に対応できる人材を1名以上配置すること。

(4) ミュージアムショップ等運営業務

① 業務内容

ミュージアムショップを活用して、利用者を対象とし、海洋関連教材、事業関連書籍等の販売を行う。施設利用者の学習体験を定着し、興味・関心の維持・向上が図れるよう商品を取り揃えるほか、施設オリジナル商品の開発・販売等を行い、インターネットによる通信販売等販路の拡大に努めること。

② 要求水準

- ・ ミュージアムショップに係る全ての費用並びに利用者より受け取る収入は、ミュージアムショップ単独の支出・収入区分とすること。
- ・ 販売物品の選定、販売方法、価格設定等の業務計画、サービス方針は民間事業者が企画し立案すること。ミュージアムショップのスペース内は定期的に清掃し、清潔に保つこと。また、店内は常に整理整頓し、来館者に不快感を与えないこと。
- ・ 営業時間については、施設の開館時間の範囲とし、原則として開館時間外の営業については行うことは出来ない。

③ 特記事項

- ・ ミュージアムショップ等運営業務については民間事業者自らが実施するものであるが、施設オリジナル商品の開発等にあたっては、本事業の事業目的に留意した上で、必要に応じて東海大学・JAMSTECと連携・協力し、実施することができる。

(5) レストラン・カフェ運営業務

① 業務内容

来館者の利便性向上につながるよう、レストラン・カフェ等の運営を行う。

② 要求水準

- ・ 来館者の利便性向上につながるよう、レストラン・カフェ等を設置すること。
- ・ 飲食販売に係る全ての費用並びに利用者より受け取る収入は、レストラン・カフェ単独の支出・収入区分とすること。
- ・ レストラン・カフェのメニュー、価格設定等の業務計画、サービス方針は民間事業者が企画し立案すること。
- ・ 営業時間については、施設の開館時間の範囲とするが、民間事業者提案により、開館時間外の営業についても可能とすることができる。

③ 特記事項

- ・ レストラン・カフェ運営業務については民間事業者自らが実施するものであるが、

施設オリジナル商品の開発等にあたっては、本事業の事業目的に留意した上で、必要に応じて東海大学と連携・協力し、実施することができる。

(6) 附帯事業運営業務

① 業務内容

民間事業者の提案により、施設の機能を損なわない範囲内で事業を行う事ができる。

② 要求水準

- ・ 事業は対象施設又は対象施設用地内で行うこと。
- ・ 来館者の利便性向上につながる事業とすること。
- ・ 附帯事業に係る全ての費用並びに利用者より受け取る収入は、附帯事業単独の支出・収入区分とすること。

③ 特記事項

- ・ 附帯事業運営業務については民間事業者自らが実施するものであるが、本事業の事業目的に留意した上で、必要に応じて東海大学・JAMSTEC と連携・協力し、実施することができる。

4. 東海大学が実施する業務に関する要求水準

(1) 生物等管理業務

本事業に関わる生物等の管理を行う（東海大学内に設置される本事業のためのバックヤードにおける生物等の管理を含む）。なお、業務に必要となる備品・機材等の調達も行うこととする。

① 日常管理

ア 業務内容

飼育生物監視、展示状態確認、餌料管理、調餌業務、給餌等の業務を実施する。

イ 要求水準

- ・ 飼育生物監視、展示状態確認を通じて、飼育生物の健康状態を十分に把握してその健康管理に努めるとともに、飼育生物の適切な管理を行い、常に良好な状態で飼育を行うこと。
- ・ 餌料管理については、飼育生物に対して適正な餌料を与えられるよう、品質劣化のなく、鮮度保持を行うこと。
- ・ 調餌については、安全管理を徹底し、飼育生物に最も適した方法を採用すること。
- ・ 給餌については、飼育生物ごとに最適な種類・方法・料・頻度に基づき、実施すること。

② 飼育管理

ア 業務内容

飼育水槽等の水温・水質等の管理、環境測定・調整、飼育水槽の清掃等の業務を実施する。

イ 要求水準

- ・ 飼育生物の生育環境を良好な状態に保つため、飼育生物の特性に合わせて、水質、水温等の管理を行うこと。
- ・ 飼育生物の生育環境を良好な状態に保つため、飼育水槽等の環境測定・調整を行うこと。
- ・ 飼育生物の生育環境を良好な状態に保つため、水槽・予備水槽の清掃を行うこと。

③ 記録

ア 業務内容

飼育日誌、飼育記録、治療・検査日誌、台帳等の記録と生物数の管理を実施する。

イ 要求水準

- ・ 飼育日誌については、各水槽の搬入及び死亡（種、個体数）、水温、水質、調餌量、摂餌状況、その他の変化等は日誌に記入し報告すること。
- ・ 治療・検査日誌については、検査内容、結果や診療内容は、電子カルテ等に記録すること。また、必要に応じて報告、閲覧、提示出来るように保管すること。
- ・ 飼育種数については、飼育日誌等をもとに、現況飼育生物点数、死亡点数及び補充点数について、測定期日、購入期日ごとに生物管理台帳により整理を行う。なお、成長による生物体重管理は、自然増加の状況を見極めつつ、適宜測定計算し、生物点数の調整を行うこと。

④ 健康管理

ア 業務内容

展示生物の管理のため、各種の生理、生態情報に即した適切な健康管理を実施する。

イ 要求水準

- ・ 健康管理にあたっては、正常時の状態を常に把握することにより、異常の発見に努めること。
- ・ 生物の疾病及び生理・生態を理解の上、疾病の予防に努めること。
- ・ 生物の異常が見られた場合は、適宜検査・診断等を実施し、必要に応じた治療を行うこと。
- ・ 診療検査器具・機材の適正な使用、管理に努め、医薬品類や医薬材料は台帳管理を行うこと。また、劇薬及び特殊毒薬は法に基づく表示をするとともに、それぞれ鍵付き薬品戸棚と金庫に保管すること。

⑤ 標本作製等保管

ア 業務内容

飼育する生物が死亡した場合には、解剖等により死因の解明に努めるとともに、重要なものについては標本の作製・保管等を含め、記録の保存を実施する。

イ 要求水準

- ・ 博物館法に基づく施設として、生物に関する資料の収集・保管の観点から、必要に応じて、標本の作製・保管等を含め、記録の保管を行うこと。
- ・ 標本の作成・保管等を含む記録の保存によって生まれたコンテンツについては、必要に応じて、SPCに提供することで、SPCが実施する業務（展示業務、資料収集・コンテンツ開発業務）に協力すること。

ウ 特記事項

- ・ 東海大学が別途実施している調査研究活動によって生じた記録についても必要に応じて活用することで、博物館法に基づく施設としての活動の充実に協力すること。

⑥ 飼育下繁殖

ア 業務内容

飼育生物の管理のための補充は、繁殖による飼育個体補充に努めること。

イ 要求水準

- ・ 飼育生物について、繁殖時期・時間・方法を熟知した上で、繁殖活動の確認を行い、各々準備体制を整え、飼育下繁殖を行うこと。
- ・ 飼育下繁殖によって、飼育種数等に変更が生じた場合、生物管理台帳への反映を行うこと。また、業務報告書による報告のみならず、定例打合せ開催時等において、SPCとの間で飼育下繁殖に関する日常的な情報共有を行い、SPCが実施する業務（常設展示の変更等）に隨時反映できるようにすること。

ウ 特記事項

- ・ 東海大学が別途実施している調査研究活動によって確立された繁殖技術等についても必要に応じて活用することによって、飼育下繁殖の充実を図ること。

⑦ 展示生物補充

ア 業務内容

減少した展示生物の補充等を行う。

イ 要求水準

- ・ 減少した展示生物の補充については、緊急に収集しにくいものは予備水槽に備蓄し対応し、展示水槽に病魚等が発生した場合には予備水槽へ移動し治療を行うこと。
- ・ 大型水槽においては、災害時に備え大型展示生物の確保等のリスク対策に留意すること。また、資源保護の観点から、合理的な収集を行うこと。
- ・ 展示生物補充によって、飼育種数等に変更が生じた場合、生物管理台帳への反映を行うこと。また、業務報告書による報告のみならず、定例打合せ開催時等において、SPCとの間で展示生物補充に関する日常的な情報共有を行い、SPCが実施する業務（常設展示の変更等）に隨時反映できるようにすること。

ウ 特記事項

- ・ 東海大学がこれまで蓄積してきた駿河湾を中心とした生物補充方法等を最大限活用することによって、本施設における展示生物の充実を図ること。
- ・ 東海大学が実施する業務以外で、別途、本事業の実施にあたって、SPC の要望等によって生物の補充等が必要になる場合には、SPC との協議の上で、その取扱いを決定すること。